

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月27日
【事業年度】	第9期（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）
【会社名】	ANYCOLOR株式会社
【英訳名】	ANYCOLOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 田角 陸
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-4335-4850（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 釣井 慎也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-4335-4850（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 釣井 慎也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
売上高 (百万円)	14,164	25,341	31,995	42,876	55,681
経常利益 (百万円)	4,149	9,448	12,341	16,214	20,197
当期純利益 (百万円)	2,793	6,698	8,725	11,510	14,091
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	104	225	342	449	463
発行済株式総数 (株)	29,943,435	30,897,485	63,229,540	61,067,519	61,128,029
純資産額 (百万円)	6,318	13,258	19,716	21,968	26,963
総資産額 (百万円)	9,353	18,473	25,076	29,143	36,502
1株当たり純資産額 (円)	105.45	214.54	315.69	359.74	449.75
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	65.00 (32.50)	75.00 (35.00)
1株当たり当期純利益 (円)	46.64	110.78	139.63	188.57	231.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	104.07	135.18	186.56	230.76
自己資本比率 (%)	67.52	71.76	78.62	75.38	73.87
自己資本利益率 (%)	56.79	68.45	52.93	55.23	57.60
株価収益率 (倍)	-	23.33	15.72	19.62	11.88
配当性向 (%)	-	-	-	34.47	32.38
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,718	6,723	6,903	11,184	15,678
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34	103	658	2,277	280
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	455	0	2,437	9,379	9,166
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,860	12,483	16,291	15,818	22,050
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	230 (25)	323 (20)	430 (34)	532 (34)	677 (35)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%) (%)	- (-)	- (-)	84.9 (133.3)	145.6 (129.6)	111.9 (181.2)
最高株価 (円)	-	13,790	4,150 (8,920)	3,790	6,790
最低株価 (円)	-	3,930	2,126 (5,120)	1,900	2,744

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第5期から第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準その他の項目から見て重要性が乏しいため記載しておりません。
3. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2022年6月8日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第6期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第5期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。
5. 第5期から第7期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 当社は、2021年12月1日開催の取締役会決議により、2022年1月5日付で株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第5期及び第6期の株主総利回り及び比較指標は、2022年6月8日付で東京証券取引所グロース市場へ上場したため、記載しておりません。第7期から第9期の株主総利回り及び比較指標は、第6期末の株価及び株価指数を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は、2023年6月7日以前は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、2023年6月8日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2022年6月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 当社は、2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第7期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割による権利落ち前の最高株価及び最低株価を記載しております。
11. 第8期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第7期以前についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2【沿革】

年月	概要
2017年 5 月	東京都新宿区において、いちから株式会社を資本金100万円で設立
2017年11月	東京都新宿区から東京都渋谷区に本店移転
2018年 1 月	VTuber（注１）グループ「にじさんじ」の始動を発表し、ライバー（注２）募集を開始
2018年 2 月	第１期の「にじさんじ」所属VTuber 8 名が活動を開始
2018年 5 月	ゲーム配信者に特化したVTuberグループ「にじさんじゲーマーズ」を開始
2018年 6 月	「にじさんじ」の候補生により構成される「にじさんじSEEDs」を開始
2018年12月	「にじさんじ」、「にじさんじゲーマーズ」、「にじさんじSEEDs」の３グループを「にじさんじ」に統合
2019年 2 月	「にじさんじ」の配信スケジュールサイト「いつから.link」のウェブブラウザ版の提供を開始
2019年 4 月	中国におけるVTuberグループ「VirtuaReal Project」の始動を発表し、ライバー募集を開始 「いつから.link」のi O S・Androidアプリ版の提供を開始
2019年 7 月	インドネシアにおけるVTuberグループ「NIJISANJI ID」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2019年11月	インドにおけるVTuberグループ「NIJISANJI IN」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2019年12月	韓国におけるVTuberグループ「NIJISANJI KR」の始動を発表し、ライバー募集を開始
2020年 3 月	東京都渋谷区から東京都千代田区に本店移転
2020年 6 月	「にじさんじ」の英語圏に向けた公式YouTubeチャンネルを開設
2020年 9 月	「にじさんじ」専用のオンラインショップである「にじさんじオフィシャルストア」を開設
2020年10月	「にじさんじ」公式のファンクラブである「にじさんじ FAN CLUB」の提供を開始
2021年 4 月	インドにおけるVTuberグループ「NIJISANJI IN」の活動を休止
2021年 5 月	東京都千代田区から東京都港区に本店移転 商号をいちから株式会社からANYCOLOR株式会社に変更 英語圏におけるVTuberグループ「NIJISANJI EN」が活動を開始
2021年 6 月	VTuberとして活躍するためのタレント育成プロジェクト「バーチャル・タレント・アカデミー」を開始
2022年 4 月	インドネシアにおけるVTuberグループ「NIJISANJI ID」と韓国におけるVTuberグループ「NIJISANJI KR」を、VTuberグループ「にじさんじ」に統合
2022年 6 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年 6 月	東京証券取引所プライム市場への市場区分変更

（注）１．VTuberとは、Virtual YouTuberの略称であり、YouTube（Google LLCが運営する動画配信プラットフォーム）上で独自に製作した動画を継続して公開している人物のうち、２Dまたは３Dのアバターを利用して活動するものの名称であります。

２．ライバーとは、動画配信活動を行う配信者の名称であります。

3【事業の内容】

(1) コーポレート・ミッション

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げており、今までにない新しいエンターテインメントの体験を世の中に提供することを目的に、サービス展開を行っております。

テレビ・ラジオをはじめとした従来のメディアにおいては、コンテンツを制作するクリエイターが、視聴するユーザーにコンテンツを提供するという一方通行の形式が主体となっていました。しかし、インターネットを通じて、誰もがコンテンツを発信するクリエイターになることが可能となることで、クリエイターとユーザーの垣根がなくなり、より多くのコンテンツが発信されるようになり、Google LLCが提供する動画配信プラットフォームであるYouTube等を用いたライブストリーミング（注）によって、ユーザーがリアルタイムで反応ができる双方向性のメディアが新しいメディアの形態として出現してきました。

当社は、テクノロジーを活用して新しい体験を提供することで、エンターテインメントの更なる可能性を追求し、世の中の人々に楽しみを与えることを目指してまいります。

（注）インターネット上で、音声や動画をリアルタイムで配信すること。

(2) サービス概要

当社が運営するVTuberグループ「にじさんじ」は、本書提出日現在で約180名の多種多様なVTuberが所属するVTuberグループであり、ライブストリーミングによる双方向性のコミュニケーションを通じて、ファンコミュニティの構築を図っております。更に、グッズ・デジタル商品の販売やイベントの開催等を通じて、VTuberコミュニティの盛り上がり高めると考えております。

VTuberとはVirtual YouTuberの略称であり、ライバーと呼ばれる現実の人間を、モーションキャプチャー技術（注）を利用してバーチャルキャラクター（アニメキャラクター）に置き換えることで、従来のアニメキャラクターでは表現できなかった詳細な表情や仕草を表現して、動画配信を行うことが可能になりました。また、ユーザーはライブ配信のチャット機能を通じて、VTuberとコミュニケーションをとることが可能です。

また、当社は国内だけではなく、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しており、各国のネットワークを活かし、VTuberコンテンツを世界へ配信しております。

（注）モーションキャプチャーとは、現実の人物や物体の動きをデジタル的に記録する技術であります。

(3) 当社の事業分野別の内容

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであり、主な事業はVTuberグループ「にじさんじ」の運営であり、YouTubeにおいて動画配信を行うライブストリーミング領域を中心としながら、動画配信以外の接点を提供してVTuberの活動の幅を拡大する「コマース領域」及び「イベント領域」、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を用いて、顧客企業の商品やサービスのプロモーションを行う「プロモーション領域」でビジネスを展開しております。



ライブストリーミング領域

ライブストリーミング領域においては、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を中心に、VTuberとの双方向のコミュニケーションを通じてファンコミュニティの創出を図っております。

新規VTuberのデビューにあたっては、VTuberの容姿を含む、キャラクター設定を当社でデザイン・設計し、当社が開催するオーディションへの応募者の中からライバーを選考しております。その後、オーディションで選ばれたライバーとの間で業務委託契約を締結したうえで、当社が作成したVTuber活動に必要なアバター、VTuberの名称、当社が開発した自宅から自分一人で2D及び3Dでの配信を可能にするツール、YouTube等の配信アカウントやソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）アカウントをライバーに貸与しています。

以上のプロセスを経て活動を行うVTuberは、SNSや配信等を通じてファン等と相互のコミュニケーションが可能であり、各VTuberはバーチャル世界におけるタレントとして、テレビ番組に出演する等様々な活動領域に進出しております。

当社に所属するVTuberは、YouTubeにおいて主にライブ配信動画を中心とした動画配信活動に従事しています。ユーザーはVTuberによるライブ配信を視聴する中で、YouTubeに搭載されているチャット機能を通じて、VTuberと交流することが可能です。また、ライブ配信動画は、リアルタイムでのライブ配信を視聴できなかったユーザーも、各VTuberのYouTubeチャンネルに過去動画が蓄積されており、ユーザーは当該動画を視聴することが可能です。

当社は、収益の拡大に向けてVTuberに対してYouTubeにおける動画配信活動のサポートその他の各種サポートを行うとともに、「にじさんじ」グループとしての動画番組制作のサポート、自宅から配信可能な機材の貸与や配信スタジオの提供、動画内で使用される社外の著作物に関する権利確認や各種ガイドラインに沿った研修の実施等によるコンテンツの健全化対応、インターネット上での炎上事案を発生させないためのVTuberへのコンプライアンス研修、VTuberに対する誹謗中傷が発生した場合は、誹謗中傷に該当する発信の削除請求や警察への被害相談等を行っております。

ライブストリーミング領域における収益は主にSuper Chat、YouTubeメンバーシップ、Google AdSense収益の3つで構成されています。Super Chatとは、YouTubeが提供するサービスであり、YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行うことで当該ユーザーのコメントが目立つように固定表示される機能です。ユーザーはその課金額に応じて、自分自身のチャットの色と固定表示される時間の長さが変わり、ユーザーは自分自身のコメントを色付けして強調させることで、VTuberにコメントを認識してもらう機会が増え、VTuberとユーザー間、ファン同士のコミュニケーションが促進されることに加え、ファンコミュニティにおけるユーザーの認知度を高めることにもつながります。

YouTubeメンバーシップについても、YouTube上でのサービスの一つであり、ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、メンバーシップに加入したユーザー向けの限定動画、その他のアイテム等のメンバーシップ限定の特典を得られる制度です。Google AdSense収益は、当社所属VTuberのYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益です。

ライブストリーミング領域における3つの収益のうち、Super Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益については、Google LLCへの手数料を控除したネット金額を受領しておりますが、財務諸表上の収益にはSuper Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益の総額を計上し、費用にGoogle LLCへの手数料を計上しております。Google AdSense収益については、Google LLCからの受領額（ネット金額）を収益に計上しております。また、ライバーに対しては、各VTuberのYouTubeチャンネルから稼働された収益のうち一部を支払います。

コマース領域

当社はライブ配信で培ったファンコミュニティに向けて、ライブ配信以外でのVTuberと接する機会を増加させる観点から、様々な当社オリジナルのグッズやVTuberの音声を録音したデジタル商品（以下グッズとデジタル商品を総称して「コンテンツ」という。）を販売しております。コンテンツには、常時販売されている常設コンテンツの他、季節限定コンテンツや受注生産コンテンツ、イベント限定コンテンツ等の様々な形態があります。加えて、VTuberの活動の幅の拡大に応じて、歌手デビューを行うVTuberも増えており、それに伴って楽曲の販売等、新しいコンテンツ販売も増加しております。

販売チャネルについては、「にじさんじ」公式のオンライン販売ウェブサイトである「にじさんじオフィシャルストア」を中心としながら、当社が主催するイベント会場における販売等と多岐にわたっております。また、コンテンツの販売に加えて、2020年10月より、「にじさんじ」の公式ファンクラブである「にじさんじFAN CLUB」の提供を開始しており、ファン同士やファンとVTuberとの間でのチャット機能等の有料サービスを提供しております。当社では、販売するコンテンツの企画立案、コンテンツデザイン、コンテンツ制作の発注等を行っており、コンテンツを継続的に提供できるよう努めております。コンテンツ収益には、コンテンツ販売による売上を計上しております。また、ライバーに対しては、各VTuberに直接的に紐づくコンテンツの収益のうち一部を支払います。

イベント領域

コンテンツ販売に加え、当社はVTuberの魅力をイベント会場で体感してもらうことを目的に、当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催しております。当事業年度に実施した主要な施策として、2025年5月10日から2026年4月11日の約1年間にわたり開催された「にじさんじ WORLD TOUR 2025 Singin' in the Rainbow!」では、「にじさんじ」7周年を記念し海外を含む複数の主要都市にて公演を行いました。

当社では、イベントの企画立案及び外部のイベント制作企業と協業しながらイベントの制作等を行っており、VTuberファンの方々にさらにファンになっていただけるよう努めております。また、音楽レーベルとの関係を構築し、過去に複数の音楽レーベルから当社所属のVTuberが制作した楽曲の販売を行っております。イベント収益には、イベント開催に伴うチケット収入等（共催の場合には、共催比率を乗じた金額）を計上しております。

プロモーション領域

プロモーション領域における収益は主にタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演の3つ（以下「企業案件」という。）で構成されています。タイアップ広告とは、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、当社は顧客企業よりプロモーションの対価を受領します。IPライセンスとは、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、当社は顧客企業よりIPの使用料を受領します。メディア出演とは、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、当社は所属VTuberの出演料を顧客企業より受領します。当社では、顧客企業に対してVTuberのIP利用を提案し、企業案件受注後は実施に向けて顧客企業とVTuberの間に入ってサポートを行っています。

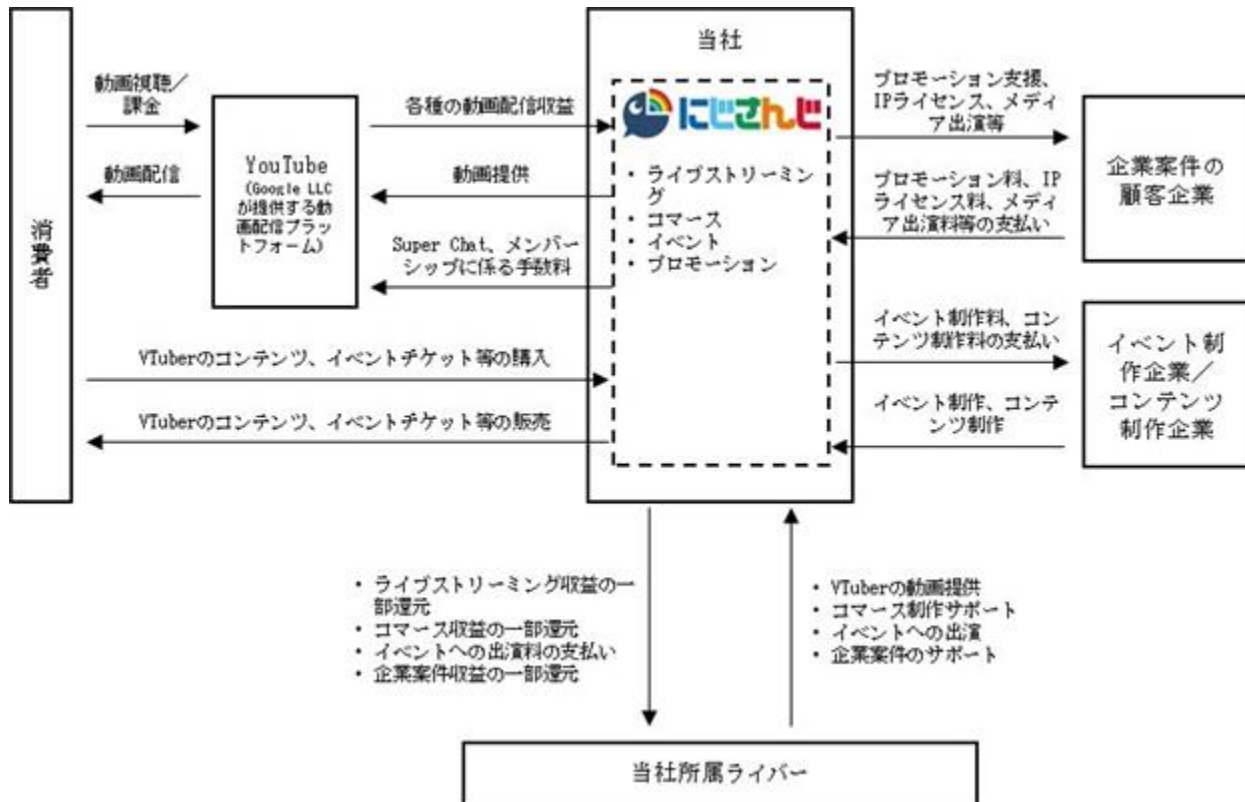
VTuberの活動領域が広がっていくことで、VTuberの認知度が高まり、IPとしての価値は次第に高まっていき、メディアでの活動の幅・出演機会は今後も増えていくものと考えています。

また、当社はステルスマーケティング（注）を防止すること及び優良誤認を防止することを目的に提供表示に関するガイドラインを策定しており、顧客企業やファンからの信頼獲得に努めております。企業案件収益には、顧客企業から受領した報酬を売上高として計上しております。また、企業案件に従事したライバーに対して一定の報酬を支払います。

（注）何らかの宣伝・広報であることを消費者に隠して行う活動のこと。

〔事業系統図〕

以上に述べた当社の事業を、事業系統図によって示すと以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社 1 社及び持分法非適用関連会社を 1 社有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものになります。

(1) 経営方針

当社は、「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションを掲げており、今までにない新しいエンターテインメントの体験を世の中に提供することを目的に、VTuberグループ「にじさんじ」の運営等のサービス展開を行っております。

(2) 経営環境

VTuberグループとしての特徴

当社の強みはVTuberによるライブ配信におけるVTuberとユーザーとの双方向のコミュニケーションを通じて培うVTuberとユーザーとのファンコミュニティであると考えています。当社のVTuberビジネスにはその特性上、以下に掲げる3つの強みがあると考えております。

1. 当社ではVTuberのイラスト、キャラクターを会社がデザイン・設定し、VTuberのIPを会社が保有しております。会社がIPを保有することで、IPを活用したコマース領域やプロモーション領域への展開のしやすさや、ライバーの高い活動継続率などといった安定的な事業体制につながっております。
2. パーチャル世界においては現実世界における知名度を活かすことができず、パーチャル世界における知名度が重要となると当社では考えております。有名キャラクターなどが一時的にVTuberビジネスを開始することはあっても、パーチャル世界での成功という観点では、ライブストリーミングを通じて獲得したファンとライバーとの信頼関係は他社の参入障壁となると考えております。
3. VTuberはパーチャルキャラクターであるため、ライバーの現実世界における制約（性別、職業、国籍等）を受けることなく配信が可能です。また、定期的なコンプライアンス研修の実施や動画内容のパトロールを行うことでコンテンツの健全性を確保し、炎上の発生を抑えることに繋がると考えております。

当社の業績について

当社は、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を起点として、ライブストリーミング領域、コマース領域、イベント領域、プロモーション領域を展開しており、VTuberをライブストリーミングにとどめることなく活動領域の拡大に取り組んで参りました。

所属VTuber数の増加とサポート体制の拡充を両立することで、「にじさんじ」のファン数が着実に増加し、それによりコマース領域が大きく伸長しております。また、VTuberの活動の幅の拡がりと共に認知度も高まることで、「にじさんじ」に企業案件を依頼いただける顧客企業が増加し、プロモーション領域も大きく伸長しております。このようにコマース領域とプロモーション領域が中心となって、売上高の成長を牽引しております。

当社所属VTuberとファンコミュニティについて

約180名のVTuberで構成されるVTuberグループ「にじさんじ」では、各VTuberの動画配信を視聴したユーザーとの間で、他の「にじさんじ」所属VTuberの動画配信の視聴やコマース領域、イベント領域及びプロモーション領域を通じた接点を持つこと等により、当該ユーザーの「にじさんじ」のファンとしての定着を図っております。また、当社の新人VTuberは「にじさんじ」グループの一員としてデビューすることで、「にじさんじ」の既存ファンコミュニティを活用して、ファンを獲得することが可能となっております。

VTuberはキャラクターとしての魅力に加えて、ライバーと配信を通じたコミュニケーションを通じて各VTuberそれぞれがファンとの関係を築いていくという特徴があると考えております。また、当社は特定のVTuberへの依存が低いと認識しており、幅広いVTuberの活動に支えられて運営を行っております。それは収益分散状況に表れていると考えており、2026年4月期売上高のうち、約30%はTOP10のVTuberにより獲得された収益であり、約50%はTOP25のVTuberにより獲得された収益となっております。こうした収益の分散状況から、仮に特定のVTuberが卒業をすることになったとしても収益基盤への影響が限定的であり、当社事業の継続性・安定性は高いと考えております。

VTuber市場の更なる成長可能性

VTuber市場は、誕生から間もない市場であり、VTuberの活動の幅の拡大に合わせて、アクセス可能な市場規模は今後も拡大していくと当社は考えております。VTuberは、2016年12月頃より、パーチャルな存在として活動するYouTuberを呼称する用語として用いられるようになった言葉であり、2017年には主に個人で活動するVTuberが多く生まれました。当社がVTuberグループ「にじさんじ」の活動を開始したのは2018年2月で、2018

年以降は当社のように個人ではなくグループとして活動するVTuberが増加した時期であり、また、既存キャラクターのVTuber化や企業の広報宣伝を目的としたVTuberが誕生する等、VTuberはその活動を多様化していきました。

より長期的なビジョンでは、VTuberの活動を拡げることでアニメ業界を中心としたエンターテインメント業界の広大な市場を開拓していくことを目指してまいります。ライブストリーミング領域においては、既存のYouTube配信やアニメの配信市場（2,655億円（注1））が類似した市場であると考えており、その一部を置き換えうると考えております。同様に、コンテンツ販売においては国内アニメ市場のグッズ販売市場（7,488億円（注1））を、イベントは国内アニメ市場のライブ市場（1,225億円（注1））の一部を置き換えうると考えております。また、プロモーション領域においては、日本の動画広告市場（8,855億円（注2））の一部を置き換えうると考えております。加えて、今後VTuberが活動領域を拡げることで、更にアクセス可能な市場は拡がっていくと考えております。例えば足元ではVTuberが歌手デビューを通じて、国内の音楽市場にアクセス可能となっているほか、VTuberがTVに出演する機会も増えていることから、今後リアルとバーチャルにおける芸能人／タレントの垣根がなくなっていくことで、VTuber市場が更に拡大する可能性があるものと考えております。

- （注）1．一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2025」
2．株式会社サイバーエージェント「サイバーエージェント、2025年国内動画広告の市場調査を発表」

（3）中長期的な経営戦略等

当社は、日本が誇る漫画やアニメーション等のIPが、世代や国境を超えて世界中で広く受容される普遍的な文化へと昇華したように、VTuberというコンテンツもまた、誰もが当たり前を楽しむ文化へと発展する潜在力を有しているとの認識のもと、『VTuberを「文化」にする』というビジョンの実現に向け、黎明期からの市場拡大にとどまること、短期的な利益の追求や現状維持にとどまることなく、事業基盤の盤石化と中長期的な持続的企業価値の向上を推進してまいります。

『VTuberを「文化」にする』というビジョンの実現に向け、以下の点を中心に取り組んでまいります。

コンテンツの供給体制を強化

当社では配信スタジオへの設備投資を通じて、VTuberの人数増加や、多様なコンテンツ制作ニーズに対応できるよう、様々な用途で活用可能な2D/3Dスタジオ、レコーディングスタジオ、個人配信ブースといった各種のスタジオ機能をこれまで以上の規模・クオリティに拡充してまいります。

また当社では新規VTuberのデビューに加えて、既存VTuberの強化やユニットプロデュースの促進に合わせ各領域での人的リソースを強化しております。当社事業に必要な人材としては、VTuber活動のプロデュースやサポートを行うための人員であるタレントマネージャーやプロデューサー、デザイナー、またVTuberの活躍機会の最大化を行うための人員であるグッズプランナー、法人営業、動画編集、イベントプランナーなどが挙げられます。当社では採用広報の強化や、新卒採用の戦略的拡充および研修体制の強化、次世代リーダーの育成を進めるなどコンテンツの供給体制を強化することに注力してまいります。

既存施策の強化によるファン層の拡大

当社では「にじさんじ」全体での大型施策を通じたグループとしての成長、ユニットプロデュースの展開を通じて、VTuber当たりでの収益機会の拡大を行っております。ユニットプロデュースとは複数人のVTuberでVTuberユニットを組成し、VTuber個人としての活動に加えて、当該ユニットでの音楽コンテンツ、グッズ、ライブイベント、YouTubeでの番組コンテンツなどを提供するものです。多様なVTuberが所属する当社の強みを活かしたユニット展開を加速し、既存ユニットの成長と新規ユニットの輩出を通してファンコミュニティのさらなる拡大を目指し、番組やイベントなど活躍機会の場を増やしてまいります。ユニット活動では、VTuber同士の掛け合いなどから新たな方向性や特徴が生まれることで従来とは違うファン層の開拓にも繋がると考えております。

また当社では「にじさんじ」の潜在的なファンの方々に対して、魅力的な配信コンテンツの拡充、継続的なヒット商材の創出と販売機会の拡大などを行い、グッズコンテンツの提供やイベントへの来場などのより深いコンテンツ体験の場を創出し続けることで、エンゲージメント向上を目指してまいります。

当社IPに触れる人口の拡大

当社では、バーチャル・タレント・アカデミーというVTuberの養成所を運営しております。ライバー候補の方をVTuberとしてデビューさせる前段階において、配信トレーニング、ボイス・歌唱トレーニング、ダン

ス・モーショントレーニング、ファンとの向き合い方、動画編集・スタジオ活用能力の強化等、個々人が希望する活動の方向性等を加味しながら、能力の育成に努めております。定期的なオーディションの実施および新人デビュー施策の推進により、新たな魅力を持つIPを継続的に創出してまいります。

また当社では、動画配信コンテンツに加え、音楽、ショート動画、バラエティ番組などのコンテンツ展開にも注力し、多様な需要へのアプローチに取り組んでおります。こうした様々なコンテンツの拡充に加え、テレビ番組などへのメディア露出の強化やオフラインの店舗販売など、デジタルコンテンツの領域に留まらない多角的なタッチポイントを構築し、日常的な当社IPへの接触を通じてVTuber未視聴層および主要ファン層である若年層へのアプローチを強化し、当社IPの認知拡大とVTuber文化の定着を目指してまいります。

多様な需要に応えるコンテンツ展開

当社は動画プラットフォームを通じてコンテンツを発信しており、視聴者層は男女ともにバランスよく構成されています。一方で、公式ECストアでのグッズ購入やイベント参加の基盤となる「ANYCOLOR ID」の登録者層においては、女性の割合が男性を大きく上回っており、視聴者構成との間にギャップが生じています。

この層の偏りは、今後の商品展開においてさらなる拡大のポテンシャルを秘めていると考えております。性別による違いはあくまで一例であり、今後は趣味嗜好をはじめとする多様な視点から未開拓のニーズを掘り起こし、より幅広いファンの期待に応えるコンテンツ展開を進めてまいります。

海外VTuber市場の開拓

当社では、「にじさんじ」という主に国内で活躍するVTuberグループに加え、「NIJISANJI EN」という英語を主言語として活躍をするVTuberグループにてコンテンツ展開をしております。「NIJISANJI EN」において様々なコンテンツ展開や、他社音楽レーベルとの取り組みなどコンテンツ拡充を推進し、海外市場におけるファン層の拡大とマネタイズの強化を図ってまいります。また、「にじさんじ」所属VTuberの海外イベントへの出演など露出強化を通じ、海外での認知度向上を図り、海外市場の開拓を推進してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社のコーポレート・ミッションの実現及び持続的な成長と企業価値向上を表す指標として、売上高、各領域別売上高、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。また、売上高の拡大には、にじさんじVTuber数、ANYCOLOR ID数の拡大が必要であると考えております。以下では、当社のサービス別の売上高推移と営業利益を掲載しており、これらは多様な収益基盤を軸とした成長性と収益性の拡大を示していると当社では考えております。

領域別業績と営業利益の推移

(単位：百万円)

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期
売上高	25,341	31,995	42,876	55,681
ライブストリーミング領域	5,074	4,993	5,055	5,601
コマース領域	14,247	18,937	27,842	38,092
イベント領域	1,600	1,906	2,820	4,087
プロモーション領域	4,048	5,884	7,059	7,874
その他領域(注1)	371	273	98	26
営業利益 (営業利益率)	9,410 (37.1%)	12,361 (38.6%)	16,279 (38.0%)	20,172 (36.2%)

(注) その他領域には中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

KPIの推移

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期
VTuber数(日本・英語圏) (名)	156	158	170	179
ANYCOLOR ID数 (万アカウント)	93	126	169	203

(5) 優先的に対処すべき事業上の課題

当社の優先的に対処すべき主な課題は以下のとおりであります。なお、優先的に対処すべき財務上の課題はございません。

サービスの健全性の確保

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。また、SNS等の普及により、インターネット上でのクリエイターに対する誹謗中傷等が社会的に問題となっております。当社では、所属するライバー等をそうした脅威から保護するための体制の強化を進めてまいります。

サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、VTuber及び「にじさんじ」の認知度を向上させ、継続的に新規ファンを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。これまでの活動を通じて、10代後半から20代の方々を中心に主には若年層の方々の間で一定の認知が広がってきているものの、更に幅広い層のファンを獲得するために、SNSを中心としたマーケティングや広報活動の拡充を推進してまいります。

ライバーの発掘と育成

当社にとって、所属するライバーの育成と、新規でのライバーの発掘は事業上の根幹をなすものとなっております。当社は現在所属しているライバーに向けて、動画やコンテンツの制作に係る支援や企業案件の獲得、視聴者やファンの増加のための各種サポートを引き続き一層強化するとともに、VTuberの世界観やキャラクターデザインの改善等、様々な取り組みを継続してまいります。また、未来のライバーの発掘や育成のために、これまでに実施しているオーディションの形に捉われず、様々な可能性を追求してまいります。

新技術への対応

当社は、技術の発達によりエンターテインメントにおける新たな方法による表現が可能になり、ファンの方々に提供できる体験を進化させることができるという認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。

優秀な人材の採用と育成

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行ってまいります。また、採用後も、当社で存分に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングの他、研修制度等の充実に努めてまいります。

海外市場の開拓

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めてまいります。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討してまいります。

情報管理体制の強化

当社では、所属ライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。

内部管理体制の更なる強化

当社の更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティを巡る課題への取組を推進することが、収益機会の拡大及びリスクの減少につながり、中長期的な企業価値の向上に資するという観点から、人類、社会、経済、地球環境の持続可能性という文脈で、サステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めております。

当社では、原則週1回以上、代表取締役、常勤監査等委員及び各事業領域を所管する執行役員、その他代表取締役が必要に応じて選任する役職員で構成される経営会議を開催し、サステナビリティを巡る課題の把握及びサステナビリティ推進のための各施策を迅速に協議しております。

また、取締役会においては、代表取締役田角陸をサステナビリティに関する経営判断の最終責任者とし、定期的にサステナビリティを巡る課題への対応について審議を行うこととしております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティ関連のリスクとして、インターネット上での誹謗中傷をはじめとしたインターネットサービスに係る人権侵害を特に重要なものとして認識しております。

当社がインターネットを通じて新しいエンターテインメント・コンテンツを提供するうえで、コンテンツ提供者であるクリエイターに対する誹謗中傷は、クリエイターによる活動を妨害し、当社コンテンツの流布を阻害するものであります。

また、インターネットサービスに係る人権侵害は、大きな社会問題として認識されており、これに対する有効な対応策を講じなければ、文化の発展そのものが停滞することにもなりかねないものと認識しております。

このように、当社は、当社にとっての上記リスクへの対策が、社会的な課題解決に直結するものとして、上記リスクをサステナビリティ関連の重要なリスクとして位置づけており、各種の対策を実施することとしております。

具体的には、このリスクに対応するために社内に「攻撃的行為及び誹謗中傷行為対策チーム」を設置、当社の発信力を活用したインターネットサービスに係る人権侵害に対する啓発活動、ステークホルダーとの連携を通じた問題解決に向けた情報の共有、有効な法的措置の検討及び実施といった取組を推進しております。

当社の人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は以下のとおりです。

当社は、パリューの一つとして「思いやりで、向き合う。」を掲げており、当社事業に関わり、様々なバックグラウンドを持つすべての人が互いに敬意を払うことで、それぞれの能力と熱意を引き出していくことを基本的な価値観としながら、サステナビリティの推進を強く意識した人材育成及び社会環境整備に関する制度を拡充しております。

具体的には、社員表彰制度の採用、役職員のキャリアコース選択制度の採用、コンプライアンスや情報セキュリティをはじめとする全従業員に対する複数種類の研修の実施、フレックスタイム制の採用、育児休暇取得をはじめとする制度的休暇の取得の奨励、食費手当制度、社内規程に基づく副業の認可等を行っております。

(3) リスク管理

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、サステナビリティ関連のリスクの管理を取締役会主導で実施しております。取締役会やコンプライアンス委員会を通じて発見・分析されたサステナビリティ関連のリスクは、経営会議にも共有され、当該リスクに関連する部門の執行役員が具体的にその対応を実施しており、必要に応じて取締役会への報告も行われております。

(4) 指標及び目標

当社では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する実績を評価する指標及び目標を具体的に定めておりませんが、当社がサステナビリティ関連のリスクとして特に重要と認識するインターネット上での誹謗中傷をはじめとしたインターネットサービスに係る人権侵害については、「攻撃的行為及び誹謗中傷行為対策チーム」による活動実績（法的措置の件数等）を定期的に報告することとしております。

その他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する実績を評価する指標及び目標についても、今後その精緻化を図ってまいります。

また、当社は、人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針における指標及び目標については、上記(2)において記載した戦略の実施を通じ、サステナビリティを推進するうえで適切な指標及び目標を見定めてまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

当社では、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（特に重要なリスク）

他社が運営している動画配信プラットフォームへの依存について

当社のライブストリーミング領域はYouTube等の他社が運営する動画配信プラットフォーム上において、サービスを提供しております。しかしながら、当社が動画配信プラットフォームの運営会社の利用規約等に違反すること等に起因して先方との契約関係が終了し、当社のサービスが当該動画配信プラットフォーム上で展開できなくなった場合、または当該動画配信プラットフォームが利用者の減少により、動画配信媒体としての価値が低下した場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、動画配信ビジネス以外にも、コンテンツ販売やイベント等を通じて、動画配信プラットフォームのみに依存することなく、ファンの蓄積や収益の確保に努めており、当社の収益全体に占める動画配信ビジネスの比率は過度に高い状況にはないと認識しております。また、単一のプラットフォームのみに依存することなく、ファンをSNS等の様々な箇所に蓄積しており、動画配信プラットフォームを移行する等の対応も可能な体制となっております。

人気VTuberへの依存について

当社が運営するVTuberグループ「にじさんじ」はグループとしてのデビューに加え、ライブ配信においてVTuberとのコミュニケーションを通じたユーザーとの絆を深めることで、特定のVTuberへの依存が低いと認識しており、幅広いVTuberが多くのファンによって支えられています。一方でコンテンツ・IPサービスを展開しているうえで、人気VTuberへの依存、新規人気VTuberを生み出せないリスク等は常にリスクとして認識しており、当社の強みを活かして安定的にVTuberを増加させるとともに、ファンコミュニティの熱量を維持しつつ拡大していくことを目指します。

人気VTuberのライバーが活動を休止・停止した場合や、スキャンダルや炎上によりVTuber活動に影響が生じた場合、当社がマネジメント戦略上の理由でVTuber活動を抑制した場合、ライバーとの間での業務委託契約はその期間が限定されており、毎回更新できる保証はなく、上記のような人気ライバーとの業務委託契約が更新に至らなかった場合、新規の人気VTuberを生み出すことができなかった場合等には、当社又は「にじさんじ」のレピュテーションや、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、VTuberの活動を幅広くサポートしており、ライバーの方々に安心して活動していただける体制の構築に努めております。また、ライバーは「にじさんじ」所属VTuberとしての活動を当社から独立して行うということは困難であり、現在までの「にじさんじ」VTuberの引退は少数となっております。

動画内容に不適切な内容が入ることによるレピュテーションリスク

当社では所属するライバーに対して公序良俗の違反や知的財産権の侵害につながるような動画配信や活動をしていないよう指導に努めております。また、第三者からの指摘等により所属ライバーが不適切な活動を行っていることを認識した場合はすみやかに対処するように努めております。しかしながら、当社の対応が不十分だった場合には、当社や所属ライバーのレピュテーション低下や訴訟、訴訟に至らないまでも紛争につながることで、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社では、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的にはファンや顧客企業の獲得・蓄積に資すると考えており、当社に所属するライバーに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力しております。当社では引き続き、当社や所属するライバーを不適切な内容の動画を配信することによるレピュテーション低下から保護するための体制の強化を進めてまいります。

(重要なリスク)

(1) 事業環境に関するリスク

インターネット環境等について

当事業は、主としてインターネットを通じてサービスを提供しております。近年におけるスマートフォンやタブレット型端末機器の普及等を背景として、一般ユーザーのインターネット利用環境は継続的に整備が図られ、インターネット上で提供されるサービス及びその利用は拡大傾向にあります。

しかしながら、将来において、インターネット利用にかかる規制強化、利用料改定等を含む通信事業者の動向の変化、急速な技術革新が生じた場合、一般ユーザーのインターネット利用動向やその在り方に重大な変化が生じた場合、また当社においてこれらの外部環境変化への対応に支障が生じた場合は、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

VTuber業界の成長性について

当社の主軸であるVTuberビジネスは、コンテンツ市場の一端を成すものであり、特に事業の特性やファン層の類似性等の観点から、アニメ市場と密接に関連する市場であると考えており、これら市場の動向に影響を受ける可能性があることを認識しております。

当社では、インターネットの普及を通じて、コンテンツを制作するクリエイターと、それを体験するユーザーの垣根がなくなってきたこと、SNS等を通じてクリエイターとユーザーでの間やユーザー相互のコミュニケーションの文化が醸成されてきていること等といった背景から、VTuber市場に潜在的に大きな成長可能性があると考えております。

一方で、当社の事業領域については、比較的新しい市場であることや市場自体が成長途上にあると考えられること等から、現時点においては当該市場の定義が確立されたものにまで至っておらず、今後も定義や形を変えながら進化していくものと考えております。昨今では、未成年者による高額課金が問題となっておりますが、当社は配信動画概要欄・弊社ホームページにおいて未成年者に向けて注意喚起文を掲載し、国民生活センターとも連携しながら当該問題へ対応しております。

当社は、市場の変化に応じた事業展開を推進していく方針ではありますが、今後において規制導入やその強化、業界におけるトラブル等による信頼性の毀損、その他の要因により当該市場の成長に支障が生じた場合、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、製品・サービス分野における消費動向は、経済環境や社会情勢等に強く影響を受ける可能性があり、景気動向や雇用情勢、税制、災害その他により個人消費や企業の広告出稿等に著しい影響を及ぼす事象が生じた場合、当社事業にも影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

当社が事業展開するVTuber市場においては、現在までにVTuber専門企業に加えて、ゲーム会社等のエンターテインメント企業、動画配信プラットフォーム企業、タレントマネジメント企業等の多くの企業が事業を展開しており、市場の競争環境は厳しさを増しております。

当社はこれまでに培ってきたライバーへの各種活動のサポートやVTuber市場における「にじさんじ」ブランドの継続的な拡大を行ってきております。また、既存キャラクターやタレントの活用ではなく、ライバーをプロデュースすることにより、事業を拡大してきており、動画配信に限らずコンテンツ販売やイベント開催、企業案件の獲得等、多岐に渡るサービスを展開している点は当社の強みであり、ゲーム会社等のエンターテインメント企業、動画配信プラットフォーム企業、タレントマネジメント企業等の潜在的な競合企業やアニメ等の他の動画コンテンツとの差別化に繋がると考えております。

しかしながら、当社のこうした取り組みが予想通りの成果をあげられない場合や、より魅力的・画期的な特徴を持つサービスを展開する競合他社の出現により、当社が展開するサービスからのファンの離反等が生じる場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

Google LLCとの契約について

当社はGoogle LLCとの契約に基づき、当社が同社に対し、当社が管理する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、当社は、同社から提供されるツールを使用して、YouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益の一定料率分を受領しております。

当該契約は1年間の契約期間で、30日前の終了通知がない限り、さらに1年間自動更新されることになっております。現時点で当該契約が解除になる事由は発生しておりませんが、当該契約が終了する契機は、当社の破産等の債務超過、事業の譲渡等による事由、当該契約条項で秘密保持や保証違反等の重要な条項違反があり、また、両当事者ともに30日前に通知することで中途解約することができるとされております。

当該契約が解除された場合には、当社事業にも影響が生じ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社では現在、英語圏及び中国を中心に海外でもVTuberビジネスを展開しておりますが、これらの地域におけるVTuberの普及は発展途上の段階であり、積極的に事業拡大を図っていく中で、海外におけるVTuberの浸透に努めております。また、現在進出していない国・地域におけるVTuberビジネスの可能性についても、継続的に検討しております。

しかしながら、こうした国及び地域におけるVTuberの普及は不確実性を伴うものであり、また言語、地理的要因、法制度・税制度を含む各種規制、経済的及び政治的不安、文化・ユーザーの嗜好や商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材及びライバーの確保の困難性、及びそれぞれの国・地域において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在します。当社がこのようなリスクに対処できない場合、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規ビジネス開発について

当社ではVTuberビジネスに次ぐエンターテインメントビジネスとしてVTuberに限らず、「魔法のような、新体験を。」顧客に提供すべく、事業活動を行っております。今後もエンターテインメントの新たな可能性を信じて、積極的にまだ世の中になくようなエンターテインメントを創造し、そうしたサービスを事業上の軸となるよう、成長させていくことに努めております。

しかしながら、新規ビジネスの立ち上げと拡大については、既存ビジネスよりもリスクが高いことを認識しております。入念な市場分析や事業計画構築にも関わらず、予測とは異なる状況が発生し、計画通りに進捗しない場合には、投資資金を回収できず、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社は、技術の発達によりエンターテインメントの新たな表現が可能になり、ファンの方々に提供できる体験を進化させることができるという認識のもと、新技術への対応を適時に行うことが重要な課題であると考えております。したがって、当社では、VRやAR等を含む、近年において次々と登場する新技術に対応すべく、必要な対応や投資を積極的に行ってまいります。しかしながら、当社が展開する事業領域の技術が革新的に変化し、当社がその潮流についていくことができなかった場合や対応に想定以上のコストを要するような場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社の事業は主としてインターネットを介して提供されており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。当社では、安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っております。しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピュータウィルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な要因によってシステムがダウンした場合や、当社のシステム外でユーザーのアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等に関するリスク

個人情報管理について

当社では、所属するライバーや顧客に関する個人情報を保有しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。今後も社内規程の厳格な運用や、役職員に対する定期的な社内教育の実施、情報セキュリティシステムの整備等に取り組み、一層の情報管理体制の強化、徹底を図ってまいります。しかしながら、万が一に情報が漏洩した場合には、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害・公序良俗違反について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社が保有する商標、コンテンツ等についての保護を図るとともに、所属するライバーに対して公序良俗の違反や知的財産権の侵害につながるような動画配信や活動をしないうに所属VTuberへのコンプライアンス研修の実施、配信動画のモニタリングを行っております。しかしながら、当社の知的財産権が第三者から保護されない場合や、第三者から知的財産権の侵害を主張される場合において、当社主張に対する防御または紛争の解決のために費用や損失が発生し、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット、アプリ等についての法令の解釈適用に関するリスク

当社の主な事業領域であるインターネット上での動画配信やライバーを活用した各種の事業は、新しい業態の事業であるため、当社の事業遂行に関連して、著作権法のほか、肖像権・プライバシー権、特定商取引法に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、動画配信にかかる租税法等に関して、現行の法令及び権利内容の解釈適用上で論点が生じる可能性があり、その結果として当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 会社組織に関するリスク

代表取締役CEO 田角陸への依存について

代表取締役CEOである田角陸は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、VTuber事業の展開に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会等における役員及び幹部社員への情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を行っておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材に関するリスク

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じた優秀な人材を採用するとともに、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のコーポレート・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築を行っております。また、採用後も、当社で存分に力を発揮することを後押しするために、業務を通じたトレーニングのほか、研修制度等の充実に努めております。

しかしながら、人材獲得競争の激化や市場のニーズの変化等により、想定通りの採用が進まない等といった優秀な人材の獲得が困難となる場合や、現在在職する人材の社外への流出が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業体制及び内部管理体制の強化について

当社のさらなる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析したうえで、社内規程や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。また、当社は法令に基づき財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し、運用しております。

しかしながら、今後の急速な事業規模の拡大等により、十分な内部管理体制の構築に支障が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の財務報告にかかる内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社の財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 経営成績及び財政状態等について

棚卸資産の評価について

棚卸資産は当社がIPを保有するVTuberのグッズ商材であり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に照らし棚卸資産の収益性を評価し、収益性が低下していると判断される場合には評価損を計上しております。商品の仕入れや在庫管理においては、需要予測及び受注状況を勘案しながら安定的な商品の供給が行えるよう調整を行っておりますが、消費者ニーズの変化やVTuberの卒業等により棚卸資産の収益性が低下するリスクが顕在化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において棚卸資産の評価方法について変更を行っております。詳細につきましては「第5 経理の状況 注記事項（会計上の見積りの変更）」をご確認ください。

配当政策について

当社は企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、当社は将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

具体的には、事業から生み出される利益については、事業費用や設備投資を通じたVTuber事業の成長、株主への還元、将来の投資を見据えた内部留保のバランスを考慮しながら活用していく方針です。

そのうえで、剰余金の配当については配当性向30%以上を目安に安定的かつ継続的に実施することを目指しております。

また、自己株式の取得は株式市場及び当社株価の動向等を勘案し機動的に実施してまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は32,098百万円となり、前事業年度末に比べ6,476百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が6,231百万円増加したこと等によるものであります。固定資産は4,403百万円となり、前事業年度末に比べ882百万円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産が1,176百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、36,502百万円となり、前事業年度末に比べ7,358百万円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は9,539百万円となり、前事業年度末に比べ2,363百万円増加いたしました。これは主に未払法人税等が1,995百万円増加したこと及び賞与引当金が544百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、9,539百万円となり、前事業年度末に比べ2,363百万円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は26,963百万円となり、前事業年度末に比べ4,994百万円増加いたしました。これは主に当期純利益14,091百万円、剰余金の配当4,123百万円及び自己株式の取得4,999百万円によるものであります。

経営成績の状況

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテインメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテインメント領域での事業展開を行っております。当社のVTuberビジネスは、主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動によるライブストリーミング領域、当社がIPを有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品の販売を行うコマース領域、当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催するイベント領域、企業からのタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演等の案件であるプロモーション領域の4領域で構成されております。

VTuberグループ「にじさんじ」及び「NIJISANJI EN」に所属するVTuber数は179人（前年同期比9名増加）となりました。また、「にじさんじオフィシャルストア」や「にじさんじFAN CLUB」等の利用の際に必要となるIDであるANYCOLOR IDは2,033千ID（前年同期比20.6%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高55,681百万円（前年同期比29.9%増）、営業利益20,172百万円（前年同期比23.9%増）、経常利益20,197百万円（前年同期比24.6%増）、当期純利益14,091百万円（前年同期比22.4%増）となりました。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ6,231百万円増加し、22,050百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は15,678百万円（前事業年度は11,184百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益20,197百万円、売上債権の減少額621百万円、賞与引当金の増加額544百万円の計上があった一方で、法人税等の支払額5,360百万円及び棚卸資産の増加額616百万円、仕入債務の減少額536百万円の計上があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により支出した資金は280百万円（前事業年度は2,277百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出205百万円、敷金の差入による支出57百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により支出した資金は9,166百万円（前事業年度は9,379百万円の支出）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出5,009百万円、配当金の支払額4,123百万円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．商品仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

事業領域の名称	仕入高（百万円）	前期比（％）
コマース領域	9,309	110.2
合計	9,309	110.2

（注）その他領域では仕入実績がないため、記載を省略しております。

c．受注実績

当社は概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

d. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

事業領域の名称	販売高（百万円）	前期比（％）
ライブストリーミング領域	5,601	110.8
コマー্স領域	38,092	136.8
イベント領域	4,087	144.9
プロモーション領域	7,874	111.5
その他領域（注）2	26	26.6
合計	55,681	129.9

- （注）1．当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、事業領域別の販売実績を記載しております。
 2．その他領域には中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。
 3．最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）		当事業年度 （自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	22,946	53.5	31,419	56.4
Google LLC	4,892	11.4	5,518	9.9

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容等

（売上高）

当事業年度の売上高は、55,681百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

売上高の分析・検討内容につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は、30,815百万円（前年同期比35.3%増）となりました。

主な要因は、棚卸資産の評価方法の変更、所属VTuberへのサポート体制の拡充、リアルグッズ、デジタルグッズ等のコンテンツ領域への注力、VTuberを活用したプロモーション領域の拡大による制作原価、支払報酬等の増加によります。この結果、売上総利益は24,866百万円（前年同期比23.7%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、4,693百万円（前年同期比22.6%増）となりました。

主な要因は、人件費及び広告宣伝費等の増加によります。この結果、営業利益は、20,172百万円（前年同期比23.9%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当事業年度において、営業外収益は63百万円、営業外費用は38百万円発生しました。

主な要因は、受取利息36百万円、為替差損21百万円が発生したことによるものです。この結果、経常利益は、20,197百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度において税金費用（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）を6,106百万円計上した結果、当期純利益は14,091百万円（前年同期比22.4%増）となりました。

なお、財政状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に、キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、ライバーへの報酬やコンテンツ制作原価等の売上原価や、人件費や地代家賃等の販売費及び一般管理費といった営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、配信スタジオへの設備導入や新規サービスの開発費等であります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としておりますが、エクイティファイナンスによる外部からの資金調達についても資金需要の額や用途、当該タイミングにおける金利及び資本コストを比較した上で優先順位を検討して実施することを基本としております。

なお、第9期事業年度末（2026年4月30日）における現金及び現金同等物の残高は22,050百万円となっております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与えるおそれがあることを認識しております。

これらリスク要因の発生を回避するためにも、運営する事業の強化、人員増強、財務基盤の安定化等、継続的な経営基盤の強化が必要であるものと認識し、実行に努めております。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等」に記載のとおり、主な経営指標として売上高、各領域別売上高、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。また、売上高の拡大には、にじさんじVTuber数およびANYCOLOR ID数の拡大が必要であると考えております。

5【重要な契約等】

(1) ライバーとの業務委託契約

契約締結日	ライバーにより異なる
契約の名称	ライバー専属契約
相手方の名称	ライバー
契約期間	契約締結日から2年間（自動更新あり）
契約の概要	ライバーは、当社の専属ライバーとして、VTuber活動を行う。 対価： VTuber活動によって当社が得た収益に、各VTuber活動の内容に応じて一定の料率を乗じたものをライバーに支払う。

(2) Live2D利用契約

契約締結日	2018年12月11日
契約の名称	Live2D出版許諾契約
相手方の名称	株式会社Live2D
契約期間	契約締結日から1年間（自動更新あり）
契約の概要	株式会社Live2Dが著作権を有する許諾SDKを利用して、当社がYouTube等の動画配信プラットフォームで動画配信を行う。 対価： 当社が動画配信ビジネスから得た収益に一定の料率を乗じたものを株式会社Live2Dに支払う。

(3) YouTube上でのコンテンツ管理契約

契約締結日	2021年7月7日（契約更改に伴う）
契約の名称	CONTENT LICENSE AGREEMENT
相手方の名称	Google LLC
契約期間	契約締結日から1年間（自動更新あり）
契約の概要	当社が著作権を有する動画コンテンツの利用許諾を行う一方で、Google LLCから提供されるツールを使用してYouTube上において当該コンテンツを管理し、当該コンテンツから生じる収益を受領する。

(4) 事業提携契約

契約締結日	2020年3月23日
契約の名称	事業提携に関する覚書
相手方の名称	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ
契約期間	株式会社ソニー・ミュージックエンターテイメントによる出資の完了日（2020年4月10日）から3年間（1年間の自動更新あり）。ただし、同契約の効力発生日から18か月が経過した後、本覚書の内容について協議を行うものとする。
契約の概要	VTuberグループ「にじさんじ」名義のライブイベント（第三者が主催するものを除く。）を共催すること。 対価： 共催対象となるライブイベントにおける収入及び支出を一定の共催比率に基づいて按分する。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施しました設備投資の総額は、354百万円であります。
 その主なものは、情報機器、金型、スタジオ関連機材であります。

2【主要な設備の状況】

2026年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具及 び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	本社事務所	167	157	135	460	595(35)
スタジオ (東京都江東区)	スタジオ設備	1,189	597	-	1,787	82(-)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 本社は賃借しており、その年間賃借料は478百万円であります。
 4. スタジオは賃借しており、その年間賃借料は138百万円であります。
 5. 従業員数は就業人員(正社員及び契約社員)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間平均人員を()外数で記載しております。
 6. 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手及び 完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額			
スタジオ (東京都江東区)	スタジオ設備	約2,700	-	自己資金	2026年度～2027年度	賃借面積5千㎡ (注1)

- (注) 1. スタジオ建物は賃貸借物件であり、賃借面積はその合計を記載しております。
 2. 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年7月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	61,128,029	61,128,029	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	61,128,029	61,128,029	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2026年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 発行済株式のうち3,030株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(14百万円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2020年6月10日 取締役会決議：2020年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1 (注) 1
新株予約権の数(個)	500 [500] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 [15,000] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	2020年6月30日～2030年6月29日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105 資本組入額 52.5 (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2026年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の権利の行使又は退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。
2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。
- 調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。
3. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注5)に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定(以下「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた(以下「買収時行使決定」という。)場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間(以下「買収時行使期間」という。)に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。
- 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、(注4)(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り、以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）の記載内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注3）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

7. 2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2020年12月11日 取締役会決議：2020年11月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 1 （注）1
新株予約権の数（個）	500[500]（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 15,000 [15,000] （注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	105 （注）3、7
新株予約権の行使期間	2020年12月22日～2030年12月21日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 105 資本組入額 52.5 （注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2026年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2026年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．付与対象者の権利の行使又は退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。
- 2．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。
- $$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。
- 3．当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$
- また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。
- 4．新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注5）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、（注4）(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）の記載内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注3）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

- (8) 組織再編行為の際の取扱い

上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

7. 2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年8月24日 取締役会決議：2021年8月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 3 （注）1
新株予約権の数（個）	1,080[1,080] （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,400[32,400] （注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	205 （注）3、7
新株予約権の行使期間	2021年8月25日～2031年8月24日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 205 資本組入額 102.5 （注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2026年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2026年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．付与対象者の権利の行使又は退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人3名となっております。
- 2．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。
- $$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。
- 3．当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$
- また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。
- 4．新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注5）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、（注4）(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）の記載内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注3）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。
7. 2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年11月22日 取締役会決議：2021年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 29（注）1
新株予約権の数（個）	4,910 [4,910] （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 147,300 [147,300] （注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	205 （注）3、7
新株予約権の行使期間	2021年11月24日～2031年11月23日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 205 資本組入額 102.5（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2026年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在（2026年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人29名となっております。

- 2．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

- 3．当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

- 4．新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注5）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時に又は当該買収決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、（注4）(5)の内容に基づく買収時行使決定がなされなかった場合又は買収時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

6. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り、以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）の記載内容に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注3）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

7. 2023年7月14日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万 円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年 5 月20日 (注) 1	普通株式 40,000	普通株式 1,230,600 A 1 種優先株式 216,524 A 2 種優先株式 125,000 B 種優先株式 424,105	-	104	-	2,476
2021年11月30日 (注) 2	普通株式 765,629	普通株式 1,996,229 A 1 種優先株式 216,524 A 2 種優先株式 125,000 B 種優先株式 424,105	-	104	-	2,476
2021年12月 1 日 (注) 3	A 1 種優先株式 216,524 A 2 種優先株式 125,000 B 種優先株式 424,105	普通株式 1,996,229	-	104	-	2,476
2022年 1 月 5 日 (注) 4	普通株式 27,947,206	普通株式 29,943,435	-	104	-	2,476
2022年 6 月 7 日 (注) 5	50,000	29,993,435	35	139	35	2,511
2022年 5 月 1 日 ~ 2023年 4 月30日 (注) 6	904,050	30,897,485	86	225	86	2,597
2023年 5 月 1 日 ~ 2023年 7 月31日 (注) 6	263,100	31,160,585	27	253	27	2,625
2023年 8 月 1 日 (注) 7	31,160,585	62,321,170	-	253	-	2,625
2023年 8 月 1 日 ~ 2024年 4 月30日 (注) 6	908,370	63,229,540	88	342	88	2,714
2024年 5 月 1 日 ~ 2024年 6 月30日 (注) 6	719,520	63,949,060	53	396	53	2,768
2024年 7 月24日 (注) 8	3,487,271	60,461,789	-	396	-	2,768
2024年 7 月 1 日 ~ 2024年 7 月31日 (注) 6	195,510	60,657,299	16	413	16	2,785
2024年 8 月 1 日 ~ 2025年 4 月30日 (注) 6	410,220	61,067,519	36	449	36	2,821

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年5月1日～ 2025年9月18日 (注)6	36,510	61,104,029	3	453	3	2,825
2025年9月19日 (注)9	3,030	61,107,059	7	461	7	2,832
2025年9月20日～ 2026年4月30日 (注)6	20,970	61,128,029	2	463	2	2,835

- (注) 1. 特定の株主から取得した自己株式の消却によるものです。
2. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として、当該A 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
3. 当社が取得したA 1種優先株式、A 2種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、会社法第178条の規定に基づき2021年12月1日開催の取締役会決議により、消却しております。なお、2021年12月8日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 株式分割(1:15)によるものであります。
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- 発行価格 1,530円
- 引受価額 1,407.6円
- 資本組入額 703.8円
- 払込金総額 70百万円
6. 新株予約権の行使によるものであります。
7. 株式分割(1:2)によるものであります。
8. 2024年7月10日開催の取締役会決議により、2024年7月24日付で自己株式3,487,271株を消却いたしました。
9. 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の発行
- 割当先 取締役1名、執行役員6名
- 発行価格 4,950円
- 資本組入額 2,475円
10. 2026年5月1日から2026年6月30日までにおいて新株予約権の行使等による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の変動はありません。

(5) 【所有者別状況】

2026年 4月30日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	13	40	132	231	142	20,907	21,465	-
所有株式数（単元）	-	83,307	18,193	44,977	101,280	1,709	360,281	609,747	153,329
所有株式数の割合（％）	-	13.66	2.98	7.38	16.61	0.28	59.03	100	-

（注） 自己株式1,177,106株は、「個人その他」に11,771単元、「単元未満株式の状況」に 6 株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
田角 陸	東京都港区	26,094,626	43.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8-1赤坂インターシティAIR	4,707,300	7.85
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区六番町4-5	3,348,210	5.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,682,800	4.47
BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR ARCUS FUND SICAV - ARCUS JAPAN FUND （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	10, RUE DU CHATEAU D ' EAU LEUDELANGE LUXEMBOURG L - 3364 （東京都千代田区丸の内1丁目4番5号）	1,149,400	1.92
GOLDMAN, SACHS & CO. REG （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA （東京都港区虎ノ門2丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー）	1,142,522	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UBITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内1丁目4番5号）	937,772	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 380055 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA （東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟）	873,622	1.46
株式会社アイライツポート	東京都港区北青山2丁目5-1号	669,630	1.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND （東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟）	575,603	0.96
計	-	42,181,485	70.36

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,177,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,797,600	597,976	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式 153,329	-	-
発行済株式総数	61,128,029	-	-
総株主の議決権	-	597,976	-

(注) 単元未満株式の株式数には自己株式6株が含まれております。

【自己株式等】

2026年4月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ANYCOLOR 株式会社	東京都港区赤坂九丁目 7番2号ミッドタウ ン・イースト11F	1,177,100	-	1,177,100	1.93
計	-	1,177,100	-	1,177,100	1.93

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度)

当社は2025年6月25日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入することを決議いたしました。

また、2026年6月24日開催の取締役会において、当社が東証プライム上場企業として次なる成長フェーズに向かい、持続的な高い利益成長と企業価値向上を実現することを目的として譲渡制限付株式報酬制度の改定について決議し、2026年7月28日開催予定の第9回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」をご参照ください。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2026年1月21日)での決議状況 (取得期間 2026年1月22日～2026年4月30日)	1,250,000	5,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,177,100	4,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	72,900	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	5.8	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	5.8	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	4	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,177,106	-	1,177,110	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

「第2 事業の状況 3.事業等のリスク（重要なリスク）(5)経営成績及び財政状態等について」に記載のとおり、当社は企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、当社は将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的にを行うことを基本方針としております。

具体的には、事業から生み出される利益については、事業費用や設備投資を通じたVTuber事業の成長、株主への還元、将来の投資を見据えた内部留保のバランスを考慮しながら活用していく方針です。

そのうえで、剰余金の配当については配当性30%以上を目安に安定的かつ継続的に実施することを目指します。

また、自己株式の取得は株式市場及び当社株価の動向等を勘案し機動的に実施してまいります。

このほか、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

これに基づき、当事業年度につきましては、期末配当金を1株当たり40.0円といたしました。実施済みの中間配当金である1株当たり35.0円と併せまして、年間配当金は1株当たり75円であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年12月10日 取締役会決議	2025年10月31日	2,138	35.0
2026年6月10日 取締役会決議	2026年4月30日	2,398	40.0

当社は、2027年4月期に係る剰余金の配当については、2026年6月10日に公表している2026年4月期決算短信において、中間配当と期末配当の年2回を実施すると予想して記載しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客様、従業員、得意先をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、会社法上の機関（株主総会、代表取締役、取締役会、監査等委員会、会計監査人）に加え、経営の監督と業務の執行を明確化し経営の意思決定及び業務執行の迅速化を徹底するため、執行役員制度を採用しております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち1名は社外取締役）及び監査等委員である取締役3名（全員社外取締役）の計6名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制を整えております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

取締役会の構成員の氏名は、機関の長（議長）として代表取締役CEOの田角陸、その他の構成員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）釣井慎也、有富丈之、及び監査等委員である取締役前川俊策、山岡佑、丸山祐子であり、有富丈之、前川俊策、山岡佑、丸山祐子は社外取締役です。

ロ．監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名（常勤監査等委員は1名、監査等委員は全員社外取締役）で構成されております。監査等委員会はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務遂行の監査を行っております。常勤監査等委員は、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のある監視を行っております。非常勤監査等委員は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施しております。なお、監査等委員会においては月次にて常勤監査等委員が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、監査等委員会は、会計監査人や内部監査担当者と随時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

監査等委員会の構成員は、前川俊策、山岡佑、丸山祐子であり、前川俊策、山岡佑、丸山祐子は社外取締役です。また、委員長は、常勤監査等委員前川俊策が務めております。

ハ．指名報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、独立性・客観性の向上と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。委員は3名以上で、取締役会が選定し、その過半数は独立社外取締役でなければならないものとしております。指名報酬委員会は、代表取締役CEOである田角陸と、独立社外取締役である有富丈之及び前川俊策の3名の委員で構成されており、委員長は独立社外取締役である有富丈之が務めております。

ニ．経営会議

経営会議は、当社代表取締役CEO、取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査等委員及び執行役員、また必要に応じて代表取締役CEOが指名する者で構成されており、原則週1回以上、定期的に行われます。経営会議では、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて常勤監査等委員からの意見聴取を行っております。

経営会議は、代表取締役CEOの田角陸が議長となり、各執行役員、オブザーバーとして常勤監査等委員、また必要に応じて代表取締役CEOによって指名された者により構成されております。

ホ．会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

ヘ．執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監査機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しており、現在は6名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

ト．内部監査

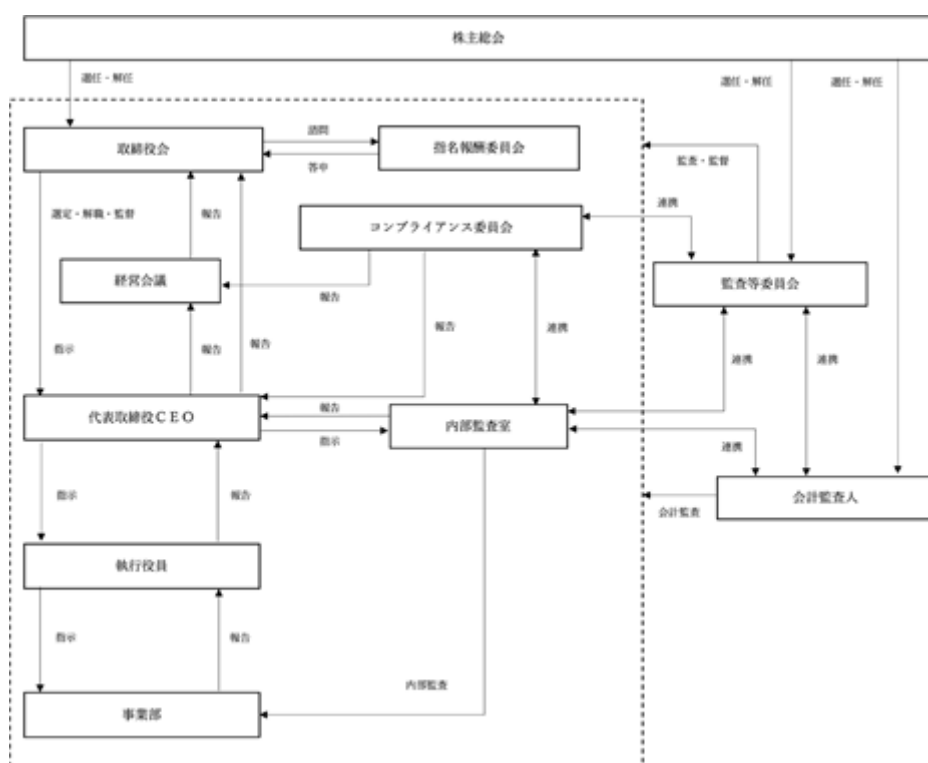
当社は、当社の内部監査を行うため、内部監査室（内部監査室長1名で構成）を設置しております。内部監査担当者は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役CEOへ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

チ．コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制や適切なガバナンスの整備及びその万全な運用のため、取締役、経営管理部長、各部のコンプライアンス担当の従業員から構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、その定例会を四半期に1回開催しており、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備及び運用状況について協議を行っております。

コ．コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



・当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、2023年7月28日開催の第6回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、経営に関する意思決定を迅速に行うとともに、取締役会における経営方針や中長期的な経営戦略の議論をより充実させ、さらに、取締役会の経営に対する監督機能の強化を図ること等を目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。その中で、コーポレート・ガバナンスの基本方針に掲げた経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図るために、取締役会の監督機能の強化を進めてまいります。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、適正な業務遂行を図るための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づいて内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- a．取締役会を、全取締役の3分の1以上を独立社外取締役が占めるよう構成し、監督機能を強化する。
- b．コーポレート・ガバナンスに関する取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。
- c．当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動をとることができるように、コンプライアンス規程を定める。
- d．当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実につき社内通報窓口又は社外通報窓口（弁護士）へ通報することができる体制を取り、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- e．取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- f．取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a．当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- b．内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役CEOに報告する。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a．取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
- b．取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会のほか随時に取締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a．使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- b．内部監査担当者は、監査等委員会・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

ヘ．当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制

- a．当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。

- ｂ．監査等委員会は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- ｃ．監査等委員会は、必要なときに子会社の調査を行い、問題があると認めたときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

ト．監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ａ．監査等委員会が必要と判断し求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する取締役または使用人を速やかに設置する。
- ｂ．補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査等委員会の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査等委員会が協議を行う。

チ．監査等委員会への報告に関する体制その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ａ．重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席する。
- ｂ．監査等委員会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ｃ．取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ｄ．子会社の取締役、監査役、使用人は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に対し報告する。また、報告を受けた監査等委員会は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
- ｅ．監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会議事録のほか、業務執行に関わる記録及び稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- ｆ．監査等委員会は、内部監査担当者からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出す。
- ｇ．監査等委員会に報告した者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いを行った者は、就業規則等に基づき、懲戒等の処分に付されることがある。
- ｈ．当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。

リ．反社会的勢力排除に向けた体制

- ａ．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- ｂ．反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

．リスク管理体制の整備の状況

イ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクの顕在化の防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役ＣＥＯ、取締役、執行役員をはじめ、全従業員が業務上のリスクを積極的に予見及び評価し、経営会議及び代表取締役ＣＥＯへの適時の報告を行い、会社として適切かつ迅速な対応ができる体制を整えております。

ロ．コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、当社の業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、常時、各部の従業員、監査等委員及び内部監査室と連携して、取締役を含む全従業員がコンプライアンスを遵守しているかを調査しております。また、定期的な会合を開催し、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備状況及び運用状況を確認し、法令等への潜在的な違反リスクの洗い出し及びその対応方法の決定を行っております。さらに、万が一コンプライアンス違反の事例が発生した場合には、適時のタイミングでコンプライアンス

ス委員会を開催し、事実関係を調査したうえで、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応を実施し、再発防止策を講じることとしております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システム構築の基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

・取締役の責任免除及び責任限定

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、及び、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・剰余金の配当等

当社は、機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

・自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等による自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。保険料は全額当社が負担しております。

取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田角 陸	18回	18回
釣井 慎也	18回	18回
鈴木 貴都	4 回	4 回
有富 丈之	18回	18回
前川 俊策	18回	18回
飯野 泰子	4 回	4 回
山岡 佑	18回	18回
丸山 祐子	14回	14回

(注) 1. 鈴木貴都及び飯野泰子は、2025年7月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しており、退任前に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 丸山祐子は、2025年7月29日開催の定時株主総会で選任され就任いたしました。就任後の取締役会開催回数は14回であり、全ての取締役会に出席しております。

指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は指名報酬委員会を6回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田角 陸	6 回	6 回
有富 丈之	6 回	6 回
前川 俊策	6 回	6 回

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a . 2026年 7 月27日 (有価証券提出日) 現在の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 C E O	田角 陸	1996年 2 月 3 日生	2017年 5 月 当社設立 2017年 5 月 当社代表取締役 C E O 就任 (現任) 2021年 5 月 当社執行役員 就任	(注) 2	26,094,626
取締役 C F O	釣井 慎也	1987年 3 月 3 日生	2012年 4 月 税理士法人プライスウォーターハウスクー パス (現 : P w C 税理士法人) 入所 2014年 9 月 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式 会社 入社 2019年 5 月 当社入社 執行役員 C F O 就任 2019年 7 月 当社取締役 C F O 就任 (現任) 2021年 5 月 当社執行役員 就任	(注) 2	-
社外取締役	有富 丈之	1984年 8 月 5 日生	2008年 9 月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年 7 月 潮見坂綜合法律事務所 入所 2016年 1 月 同所パートナー 就任 (現任) 2017年12月 株式会社 R O X X 社外監査役 就任 2019年 8 月 株式会社ファーストアドバイザーズ 取締 役 就任 (現任) 2019年 8 月 トラベルブック株式会社 社外監査役 就 任 2022年 7 月 当社社外取締役 就任 (現任) 2023年11月 株式会社ビービット 社外監査役 就任 (現任) 2024年 3 月 医療法人社団 D M H 監事 就任 (現任)	(注) 2	-
社外取締役 常勤監査等委員	前川 俊策	1953年11月26日生	1976年 4 月 住友商事株式会社 入社 2009年 7 月 住友商事ケミカル株式会社 取締役内部監 査部長 就任 2013年 7 月 同社常勤監査役 就任 2020年 3 月 当社常勤社外監査役 就任 2023年 7 月 当社社外取締役常勤監査等委員 就任 (現 任)	(注) 3	-
社外取締役 監査等委員	山岡 佑	1986年 4 月 3 日生	2010年 1 月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2014年 3 月 キャスレーコンサルティング株式会社 入 社 2014年 7 月 山岡佑公認会計士事務所 代表社員 就任 (現任) 2016年10月 五常・アンド・カンパニー株式会社 入社 2019年 1 月 株式会社シクミヤ 代表取締役 就任 (現 任) 2019年 2 月 ウォンテッドリー株式会社 入社 2019年 7 月 当社社外監査役 就任 2021年 1 月 株式会社エフ・コード 社外監査役 就任 2023年 7 月 当社社外取締役監査等委員 就任 (現任) 2024年 5 月 株式会社 F L I G H T S 取締役 就任 (現任)	(注) 3	-
社外取締役 監査等委員	丸山 祐子	1977年12月17日生	2002年 4 月 日本電気株式会社 入社 2005年 4 月 野村證券株式会社 入社 2011年10月 クックパッド株式会社 入社 2017年 4 月 株式会社ポピンズ (現 株式会社ポピンズ ファミリーケア) 入社 2017年 4 月 スマートシッター株式会社 (現 株式会社 ポピンズシッター) 執行役員 就任 2017年 6 月 スマートシッター株式会社 (現 株式会社 ポピンズシッター) 代表取締役 就任 2023年 8 月 株式会社グレイスグループ 取締役社長 就任 (現任) 2025年 7 月 当社社外取締役監査等委員 就任 (現任)	(注) 3	-
計					26,094,626

(注) 1 . 取締役 有富丈之、前川俊策、山岡佑及び丸山祐子は、社外取締役であります。

2 . 2025年 7 月29日開催の定時株主総会終結の時から、2026年 4 月期に係る定時株主総会の終結の時までであり
ます。

３．2025年７月29日開催の定時株主総会終結の時から、2027年４月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

ｂ．2026年７月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性5名 女性1名 （役員のうち女性の比率16.7％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
代表取締役ＣＥＯ	田角 陸	1996年２月３日	2017年５月 当社設立 2017年５月 当社代表取締役ＣＥＯ 就任（現任） 2021年５月 当社執行役員 就任	（注）２	26,094,626
取締役ＣＦＯ	釣井 慎也	1987年３月３日	2012年４月 税理士法人プライスウォーターハウスクー パス（現：ＰｗＣ税理士法人） 入所 2014年９月 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式 会社 入社 2019年５月 当社入社 執行役員ＣＦＯ 就任 2019年７月 当社取締役ＣＦＯ 就任（現任） 2021年５月 当社執行役員 就任	（注）２	-
社外取締役	有富 丈之	1984年８月５日	2008年９月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年７月 潮見坂総合法律事務所 入所 2016年１月 同所パートナー 就任（現任） 2017年12月 株式会社ＲＯＸＸ 社外監査役 就任 2019年８月 株式会社ファーストアドバイザーズ 取締 役 就任（現任） 2019年８月 トラベルブック株式会社 社外監査役 就 任 2022年７月 当社社外取締役 就任（現任） 2023年11月 株式会社ビービット 社外監査役 就任 （現任） 2024年３月 医療法人社団ＤＭＨ 監事 就任（現任）	（注）２	-
社外取締役 常勤監査等委員	前川 俊策	1953年11月26日	1976年４月 住友商事株式会社 入社 2009年７月 住友商事ケミカル株式会社 取締役内部監 査部長 就任 2013年７月 同社常勤監査役 就任 2020年３月 当社常勤社外監査役 就任 2023年７月 当社社外取締役常勤監査等委員 就任（現 任）	（注）３	-
社外取締役 監査等委員	山岡 佑	1986年４月３日	2010年１月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2014年３月 キャスレーコンサルティング株式会社 入 社 2014年７月 山岡佑公認会計士事務所 代表社員 就任 （現任） 2016年10月 五常・アンド・カンパニー株式会社 入社 2019年１月 株式会社シクミヤ 代表取締役 就任（現 任） 2019年２月 ウォンテッドリー株式会社 入社 2019年７月 当社社外監査役 就任 2021年１月 株式会社エフ・コード 社外監査役 就任 2023年７月 当社社外取締役監査等委員 就任（現任） 2024年５月 株式会社ＦＬＩＧＨＴＳ 取締役 就任 （現任）	（注）３	-
社外取締役 監査等委員	丸山 祐子	1977年12月17日	2002年４月 日本電気株式会社 入社 2005年４月 野村證券株式会社 入社 2011年10月 クックパッド株式会社 入社 2017年４月 株式会社ポピンズ（現 株式会社ポピンズ ファミリーケア） 入社 2017年４月 スマートシッター株式会社（現 株式会社 ポピンズシッター） 執行役員 就任 2017年６月 スマートシッター株式会社（現 株式会社 ポピンズシッター） 代表取締役 就任 2023年８月 株式会社グレイスグループ 取締役社長 就任（現任） 2025年７月 当社社外取締役監査等委員 就任（現任）	（注）３	-
計					26,094,626

- (注) 1. 取締役 有富丈之、前川俊策、山岡佑及び丸山祐子は、社外取締役であります。
2. 2026年7月28日開催の定時株主総会終結の時から、2027年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年7月29日開催の定時株主総会終結の時から、2027年4月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役の有富丈之は、弁護士としてM&Aや各種ファンド組成など金融分野での経験に加え、各種企業の法律顧問を務める等して、コーポレート・ガバナンス、IT、個人情報保護法を含む多岐にわたる領域で多くの企業を支援してきた経験を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の前川俊策は、住友商事株式会社及び子会社において管理部門、内部監査並びに監査役等の豊富な経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、常勤監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の山岡佑は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役の丸山祐子はITを活用した新規事業開発や事業改革、経営企画、人事等の様々な領域における豊富な経験及び知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、当社と上記の社外取締役との間には、人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、独立社外役員の独立性を実質的に担保するため、その独立性について東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。また、独立社外役員には、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していくために必要な知見を備え、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するよう努めております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である社外取締役は、取締役会又は監査等委員会において内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会が策定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会において適宜意見を表明するとともに、定期的開催する監査等委員会において常勤監査等委員から、内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、定期的開催する三様監査を通じて、会計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受け、会計監査人、内部監査室との連携強化に努めております。なお、内部監査室とは必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

・監査等委員会の組織、人員及び手続き

経営監査機能強化の観点から、当社の監査等委員会は3名の監査等委員で構成され、監査等委員全員を社外取締役とし、独立して公正な監査を行うことが可能な体制を確保しております。当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名で構成されております。監査等委員会は、様々な経営環境や社会環境のほか、過年度の監査結果を踏まえて、重点監査事項を設定のうえ、監査計画を策定しており、これに基づき監査を実施しております。モニタリング機能としての監査の実効性及び監査効率を高めるため、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換により緊密な連携に努めます。監査等委員会では、法令、定款及び「監査等委員会規程」に基づき、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、取締役の職務執行状況について、監査等委員会としての意見を協議・決定しております。また、常勤監査等委員は経営会議等の重要な会議にも出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

なお、常勤監査等委員前川俊策は、住友商事株式会社において、約40年間にわたり主計部、管理部門等に在籍し、決算手続並びに財務諸表の作成等に関する豊富な知識・経験を有しております。また、監査等委員山岡佑は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査等委員会の活動状況

当事業年度において、監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員（社外）	前川 俊策	14回	14回
非常勤監査等委員（社外）	飯野 泰子	4 回	4 回
非常勤監査等委員（社外）	山岡 佑	14回	14回
非常勤監査等委員（社外）	丸山 祐子	10回	10回

- （注）１．飯野泰子は、2025年7月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しており、退任前に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。
- ２．丸山祐子は、2025年7月29日開催の定時株主総会で選任され就任いたしました。就任後の監査等委員会開催回数は10回であり、全ての監査等委員会に出席しております。

監査等委員会における具体的な検討内容として、年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査等委員の職務分担の決定、会計監査人の評価と再任同意、監査法人から年度監査計画の説明を受けた上での監査法人の監査報酬に対する同意、常勤監査等委員による月次活動報告に基づく情報共有等となっております。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への参加、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役等へのヒアリング、内部監査室及び会計監査人から報告を受領し意見交換を行うとともに、社長への報告・意見交換を行っております。

これらの活動で収集した社内情報等は非常勤監査等委員へ随時情報を発信し、かつ監査等委員会に報告し、厳正に協議しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役CEO直属の内部監査室（内部監査室長1名で構成）を設置し、内部統制の整備及び運用状況について、各部門を対象として定期的に監査を実施、その結果を代表取締役CEOに報告するとともに、監査の結果については該当各部門に対し報告され、改善事項の指摘・指導を行い、その進捗状況の確認を行うことで実効性の高い業務監査を行うとともに、監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行い、効率的・効果的な監査を実施しております。

なお、内部監査の実施結果は定期的に取締役会へ報告するとともに、年次の監査計画における監査方針に基づき監査等委員会にも直接報告される等、デュアルレポーティングラインを整えて監査等委員会監査との連携を図っております。

会計監査の状況

・監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

・継続監査期間
 7年間

・業務を執行した公認会計士
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 本間 洋一
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吹上 剛

・監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 4名
 その他 12名

・監査法人の選定方針と理由
 (会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任又は不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(会計監査人再任の理由)

監査法人の選定に当たり、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、欠格事由、独立性、品質管理体制等を勘案し、総合的に判断しております。また、監査計画と実施状況、監査結果の相当性、取締役・被監査部門からの評価、監査報酬の妥当性等を考慮し、太陽有限責任監査法人の再任を決定しております。

・監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価を行っており、太陽有限責任監査法人について、会計監査人の独立性・専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

監査報酬の内容等

・監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
21	-	22	-

・監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(.を除く)
 該当事項はありません。

・その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

・監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人と協議のうえ、当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数等を基に算出された見積り報酬について、その日数及び単価の合理性を勘案し、監査等委員会の同意を得たうえ、監査報酬を決定しております。

・監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給する。なお、本方針は、委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申に基づき、当社取締役会において承認決議するものである。

2．報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与と譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役等の業務執行を行わない取締役に對しては、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみを支給する。

3．個人別の報酬の決定方法

基本報酬（固定報酬）

基本報酬（固定報酬）の決定は代表取締役に委任する。代表取締役は、指名報酬委員会の答申を受けながら、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、担当職務、業績、貢献度等を考慮して、個人別の基本報酬を決定する。

賞与（業績連動賞与）

・単年度賞与

2025年4月期事業年度の始期（2024年5月1日）から2027年4月期事業年度の終期（2027年4月30日）までの期間を対象とする、当社の中期経営目標に定める各事業年度ごとの目標となる営業利益の達成率が100%を超えた場合、各事業年度ごとに、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定金額を支給する。

・特別賞与

当社が開示する中期経営目標に定める3か年の目標となる営業利益の達成率が100%を超えた場合、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定金額を支給する。

譲渡制限付株式報酬

・譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会終了後、一定の時期に付与する。

・譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の基本報酬（固定報酬）、及び賞与とは別枠で年額200万円以内、割り当てる株式の種類は普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分、その総数は合計で年10,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合、当該上限数はその比率に応じて調整される。）とする。

・取締役に付与する譲渡制限付株式の個数については、会社業績、取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して決定するものとする。

・譲渡制限付株式の付与については、以下の内容を含む割当契約書（以下「本割当契約書」という。）の締結を条件とするものとする。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、以下の期間、本割当契約書により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

・割当株式のうちの半数の株式（以下「本割当第一種株式」という。）については、本割当契約書により割当を受けた日から3年間

・割当株式のうち、上記を除く株式（以下「本割当第二種株式」という。）については、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任するまでの期間

（イ）譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の種別に応じて以下に定める事由を条件として、各譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本割当第一種株式については、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了するより前に、その全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

本割当第一種株式：対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

本割当第二種株式：当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

(ウ) 本割当株式の無償取得

対象取締役が、所定の期間の満了前に退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(イ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式の全部又は一部を当社が無償取得することができるものとする。

4. 役員の報酬等の株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年7月28日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2025年7月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額として、年額20百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年額10,000株以内と決議しております。

当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年7月28日開催の第6回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容に係る方針を以下のとおり決議しております。なお2026年7月28日開催予定の定時株主総会の議案として、「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと「譲渡制限付株式報酬の上限は年額200百万円以内、譲渡制限付株式の総数は年100,000株以内」となる予定であります。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給する。なお、本方針は、委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申に基づき、当社取締役会において承認決議するものである。

2. 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与及び中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役等の業務執行を行わない取締役に対しては、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみを支給する。

3. 個人別の報酬の決定方法

基本報酬（固定報酬）

基本報酬（固定報酬）の決定は代表取締役に委任する。代表取締役は委員の過半数と委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を受け、各取締役の担当職務、業績、貢献度、及び人事評価結果を考慮して役割の大きさに応じた階層を決定する。個人別の基本報酬は、当該決定された階層等に応じて報酬テーブルに定められた金額を基礎とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で支給する。なお、この階層等の見直しは、個人の人事評価結果に従い、原則として年1回の頻度で行い、一定割合の報酬金額の増額（又は減額）改定を行う仕組みを導入する。なお、2026年8月分から2027年7月分までの基本報酬（固定報酬）は、改定前の方針及び手続に基づき、代表取締役が指名報酬委員会の答申を受けて決定するものとする。

賞与（業績連動賞与）

当社は、中長期目標へのインセンティブ体系を見直す一環として、従来の中期経営目標連動型「特別賞与」を将来に向かって撤廃する。ただし、2027年6月頃に支給する特別賞与までは、改定前の決定に基づく経過措置として、支給要件を満たす限りにおいて別枠で、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定額を支給する。

単年度賞与は、経営執行陣の短期目標達成及び株主価値連動の実現のため、全社業績（営業利益成長率等）の目標達成度、及び個人の業績・役割評価の達成度等に応じて、同達成度ごとに設定された業績連動係数及び個人評価係数に基づき、報酬テーブルに定める基準額の範囲内で支給する。

なお、2027年6月頃に支給する単年度賞与までは、改定前の方針及びフローに基づき、2024年6月26日開催の臨時取締役会において決定した一定額を支給する。

譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬は、各事業年度において当該定時株主総会終了後、一定の時期に付与する。
- ・譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役の基本報酬（固定報酬）、及び賞与とは別枠で年額200百万円以内、割り当てる株式の種類は普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行又は処分、その総数は合計で年100,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合、当該上限数はその比率に応じて調整される。）とする。
- ・取締役に付与する譲渡制限付株式の個数については、会社業績、取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して決定するものとする。
- ・譲渡制限付株式の付与については、以下の内容を含む割当契約書（以下「本割当契約書」という。）の締結を条件とするものとする。
- ・なお、2026年9月に付与（交付）する譲渡制限付株式報酬は、改定前の方針に基づき、取締役会の決議による承認を経て付与する。

（ア）譲渡制限期間

取締役は、以下の期間、本割当契約書により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- ・割当株式のうちの半数の株式（以下「本割当第一種株式」という。）については、本割当契約書により割当を受けた日から3年間
- ・割当株式のうち、上記を除く株式（以下「本割当第二種株式」という。）については、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任するまでの期間

（イ）譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の種別に応じて以下に定める事由を条件として、各譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、本割当第一種株式については、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了するより前に、その全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

本割当第一種株式：取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと

本割当第二種株式：当社の取締役会が正当と認める理由による退任であること

（ウ）本割当株式の無償取得

取締役が、所定の期間の満了前に退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（イ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式の全部又は一部を当社が無償取得することができるものとする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	62	39	21	-	1	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	24	24	-	-	-	5

- (注) 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は「営業利益」であり、2026年4月期の営業利益の実績は20,172百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営目標に掲げられた各事業年度の経営目標を達成し、以て持続的な企業価値向上に取り組むことを主眼としたためです。
3. 非金銭報酬として、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 上記には、2025年7月29日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員及び社外取締役でない)1名及び社外役員1名を含んでおります。
5. 取締役会は、代表取締役CEO田角陸に対し監査等委員でない取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社の人材戦略に関する基本方針等は、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものにになります。

人材戦略

・ガバナンス

当社は、中長期的な企業価値向上に向けて、人的資本への投資が極めて重要であると認識しております。人的資本関連のリスク及び機会を含むサステナビリティに関する重要事項については、経営陣で構成される経営会議において定期的に協議を行い、その対応方針や進捗状況を取締役会へ報告する体制を構築しています。取締役会は、経営戦略と連動した人材戦略が適切に策定・実行されているか、客観的な立場から実効性の高い監督を行っております。

・人的資本に関する方針（戦略）

当社は「魔法のような、新体験を。」というコーポレートミッションのもと、「VTuberを『文化』にする」というビジョンを実現し、中長期的な企業価値向上を推進するためには、優れた人材への継続的な投資が不可欠と考えております。VTuberを文化として定着させ、その持続的発展を支えるべく当社は「人材を中心とする組織への投資」を重点課題と位置づけ、以下の3つの柱で人材戦略を展開しております。

a．組織基盤の強化：次世代マネジメント基盤の構築

今後の組織拡大への適応とリスク管理を目的として、次世代リーダーの育成および採用を進めております。あわせて、組織文化の言語化やコンプライアンスの再徹底を実施し、強固な経営基盤を構築しております。

b．中核領域の強化：次世代への文化継承とエンゲージメントの深化

既存IPの維持とスタッフの安定的な就業を目的として、新卒採用の戦略的な拡充を図るとともに、インナーブランディングを推進しております。また、技術投資と連動した業務効率化により、スタッフの負荷軽減に取り組んでおります。

c．育成領域、新領域の強化：多角化を加速させる「特化人材」の獲得と統合

TCG（トレーディングカードゲーム）、音楽、海外展開といった様々な領域での事業推進を目的とし、専門スキルを持つスペシャリスト人材の採用を強化しております。また、入社した人材が早期に活躍できるよう、オンボーディング支援体制を整備しております。

・リスク管理

当社は、事業拡大に応じた優秀な人材の採用難や、従業員の社外流出、組織体制の維持等の人的資本関連リスクを、事業上の重要な課題として認識しております。これらのリスクについては、全社的リスク管理プロセスの一環として、各執行役員と人事担当部署との間で影響度と発生可能性を勘案し識別・評価・優先順位付けを行い、代表取締役CEOへの報告体制を確立しております。その上で、採用チャネルの多様化、労働環境の整備、各種研修の開催などの対応策を講じ、定期的に状況をモニタリングしてリスクの低減に努めております。

・指標及び目標

人材戦略の進捗状況および人的資本関連のリスク・機会を適切にモニタリングするため、以下の指標を設定し、継続的な改善を図っております。実績等の具体的な定量データについては「(2)従業員の状況」に記載の通りです。

・その他の実績

・社内環境整備方針（人事制度・福利厚生）

当社のValue（Being Considerate、Integrity、Take the Extra Step）を体現する多様な人材が、自律的かつ長期的に活躍できる組織づくりを目指し、働きやすい環境整備を推進しております。社会的に重視されている多様性の受容とウェルビーイング向上のため、以下の人事・福利厚生制度を導入しております。

<柔軟な働き方の支援>

フレックスタイム制（コアタイム11:00～17:00）を導入し、多様な働き方を支援しております。また、完全週休2日制に加え、年間10日間（5日連続取得を条件）のリフレッシュ休暇制度を設け、メリハリのある働き方を促進しております。

<子育て・介護支援を通じた多様性の推進>

性別に関わらず取得可能な産休・育児休暇・介護休業制度を法定通り整備しているほか、配偶者の出産等に伴う特別休暇制度を導入しております。

<従業員のウェルビーイング向上>

従業員エンゲージメントサーベイの実施や社員1名あたり年間5万円を付与するカフェテリアプラン、借上住宅制度、健康診断費用の全額負担など、従業員の生活と健康を支える制度を充実させております。また、部内懇親会に対するコミュニケーション補助費用の支給等を通じ、組織内のエンゲージメント向上を図っております。

<公正な評価と成長支援>

全6等級からなる明確な等級制度のもと、年2回の昇給機会や、四半期ごとの社内表彰制度を通じて、従業員の成果に報いる体制を整えております。また、承認制による副業も認めており、社外でのキャリア形成も支援しております。

<従業員を対象とした研修制度>

当事業年度に実施済みあるいは翌事業年度である2027年4月期に実施予定の主要な研修は以下の通りです。

- ・部長層向けマネジメント研修
- ・課長層向けマネジメント研修
- ・新卒研修
- ・ロジカルシンキング研修
- ・1年目配属後研修

従業員の給与等の額及び内容の決定に関する基本方針

当社では経営理念や事業戦略の実現に向け、等級制度・給与制度・評価制度が相互に連動した人事制度を構築し運用しております。本制度を通じて、従業員の働きぶりに対する公正な評価と適切な処遇を実現し、モチベーションと組織生産性の継続的な向上を図ることを基本方針としております。

(2)【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
677（35）	31.9	2.5	5,402	8.7

- （注）1．従業員数は就業人員（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員、契約社員のみで算定しております。
- 4．当社は、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度						補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の 育児休業取得率（％） （注）２．		労働者の男女の賃金の額の差異（％） （注）１．			
	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者	
	13.5	71.4	-	80.2	83.0	

（注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

その他の実績

当事業年度	
新卒・中途の採用比率	14.2％（新卒）
	85.8％（中途）
年次有給休暇の取得率	72.5％
従業員エンゲージメントサーベイ回答率	80.4％
カフェテリアプラン利用率	94.2％

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.45%
売上高基準	0.27%
利益基準	0.35%
利益剰余金基準	0.42%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、財務・会計専門情報誌の定期購読などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。また、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構や監査法人等が主催する会計基準等の解説セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,818	22,050
売掛金	5,922	5,301
商品	3,608	4,225
前払費用	223	443
その他	48	78
流動資産合計	25,622	32,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,567	1,569
減価償却累計額	117	211
建物（純額）	1,449	1,357
工具、器具及び備品	1,238	1,534
減価償却累計額	411	743
工具、器具及び備品（純額）	826	790
建設仮勘定	65	-
有形固定資産合計	2,341	2,148
無形固定資産		
ソフトウェア	139	135
ソフトウェア仮勘定	33	-
無形固定資産合計	172	135
投資その他の資産		
関係会社株式	37	37
出資金	66	-
長期前払費用	23	30
敷金	549	545
繰延税金資産	328	1,505
その他	1	1
投資その他の資産合計	1,007	2,120
固定資産合計	3,521	4,403
資産合計	29,143	36,502

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,482	1,946
1年内返済予定の長期借入金	45	-
賞与引当金	-	544
役員賞与引当金	-	21
未払金	186	210
未払費用	653	164
未払法人税等	3,115	5,111
契約負債	215	453
預り金	140	102
その他	335	984
流動負債合計	7,175	9,539
負債合計	7,175	9,539
純資産の部		
株主資本		
資本金	449	463
資本剰余金		
資本準備金	2,821	2,835
資本剰余金合計	2,821	2,835
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,696	28,664
利益剰余金合計	18,696	28,664
自己株式	0	4,999
株主資本合計	21,968	26,963
純資産合計	21,968	26,963
負債純資産合計	29,143	36,502

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	当事業年度 (自2025年5月1日 至2026年4月30日)
売上高	1 42,876	1 55,681
売上原価	22,767	30,815
売上総利益	20,109	24,866
販売費及び一般管理費	2 3,829	2 4,693
営業利益	16,279	20,172
営業外収益		
受取利息	6	36
為替差益	2	-
補助金収入	29	1
受取補償金	-	19
その他	1	5
営業外収益合計	38	63
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	-	21
支払手数料	77	16
固定資産除却損	25	-
その他	0	0
営業外費用合計	104	38
経常利益	16,214	20,197
税引前当期純利益	16,214	20,197
法人税、住民税及び事業税	4,790	7,282
法人税等調整額	86	1,176
法人税等合計	4,704	6,106
当期純利益	11,510	14,091

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)		当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1,406	8.9	1,939	10.1
外注費		8,478	53.9	9,203	47.9
経費		5,852	37.2	8,058	42.0
当期総製造費用		15,736	100.0	19,201	100.0
期首商品棚卸高		2,102		3,608	
当期商品仕入高		8,445		9,309	
合計		26,283		32,120	
期末商品棚卸高		3,608		4,225	
商品評価損		91		2,920	
当期売上原価		22,767		30,815	

原価計算の方法
実際原価による個別原価計算を行っております。

1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
支払手数料 (百万円) 2	4,673	6,500
地代家賃 (百万円)	347	398
ソフトウェア費用 (百万円)	307	372

2 主にプラットフォーム事業者等への手数料であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	342	2,714	-	2,714	19,159	19,159	2,500	19,716	0	19,716
当期変動額										
新株の発行								-		-
剰余金の配当					1,973	1,973		1,973		1,973
当期純利益					11,510	11,510		11,510		11,510
自己株式の取得							7,499	7,499		7,499
自己株式の消却			10,000	10,000			10,000	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替			10,000	10,000	10,000	10,000		-		-
新株予約権の行使	107	107		107				214	0	214
当期変動額合計	107	107	-	107	462	462	2,500	2,252	0	2,251
当期末残高	449	2,821	-	2,821	18,696	18,696	0	21,968	-	21,968

当事業年度（自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	449	2,821	-	2,821	18,696	18,696	0	21,968	-	21,968
当期変動額										
新株の発行	7	7		7				14		14
剰余金の配当					4,123	4,123		4,123		4,123
当期純利益					14,091	14,091		14,091		14,091
自己株式の取得							4,999	4,999		4,999
自己株式の消却								-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-		-
新株予約権の行使	5	5		5				11		11
当期変動額合計	13	13	-	13	9,967	9,967	4,999	4,994	-	4,994
当期末残高	463	2,835	-	2,835	28,664	28,664	4,999	26,963	-	26,963

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	当事業年度 (自2025年5月1日 至2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	16,214	20,197
減価償却費及びその他の償却費	344	547
株式報酬費用	-	9
受取利息	6	36
支払利息	0	0
為替差損益(は益)	0	-
支払手数料	77	9
固定資産除却損	25	-
売上債権の増減額(は増加)	842	621
棚卸資産の増減額(は増加)	1,506	616
仕入債務の増減額(は減少)	843	536
賞与引当金の増減額(は減少)	-	544
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	21
その他の資産の増減額(は増加)	205	185
その他の負債の増減額(は減少)	339	424
その他	48	0
小計	15,238	21,002
利息の受取額	6	36
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	4,059	5,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,184	15,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,150	205
有形固定資産の除却による支出	17	-
無形固定資産の取得による支出	108	17
敷金の差入による支出	0	57
敷金の回収による収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,277	280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	111	45
自己株式の取得による支出	7,511	5,009
株式の発行による収入	214	11
配当金の支払額	1,970	4,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,379	9,166
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	472	6,231
現金及び現金同等物の期首残高	16,291	15,818
現金及び現金同等物の期末残高	15,818	22,050

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ライブストリーミング領域

主にYouTubeにおけるライブ配信動画を中心とした動画配信活動を行っております。

ライブストリーミング領域における収益は、Super Chat、YouTubeメンバーシップ、Google AdSense収益の3つで構成されています。

Super Chat収益は、YouTubeが提供するサービスであり、YouTubeのライブ配信におけるチャット機能のうち、ユーザーが有料課金を行うことで当該ユーザーのコメントが目立つように固定表示される機能です。

当社は、Super Chat機能が利用されたライブ配信時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

YouTubeメンバーシップ収益は、YouTube上でのサービスの一つであり、ユーザーが一定の月額料金を支払うことによってYouTubeチャンネルのメンバーとなり、メンバーシップに加入したユーザー向けの限定動画、その他のアイテム等のメンバーシップ限定の特典を得られる制度です。

本制度では、利用期間に応じて履行義務が充足されることから、当該期間・時点で収益を認識しております。

Google AdSense収益は、当社所属VTuberのYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部をGoogle LLCから受領することによる収益です。

当社は、ユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ライブストリーミング領域における3つの収益のうち、Super Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益については、Google LLCへの手数料を控除したネット金額を受領しておりますが、財務諸表上の収益にはSuper Chat収益とYouTubeメンバーシップ収益の総額を計上し、費用にGoogle LLCへの手数料を計上しております。Google AdSense収益については、Google LLCからの受領額（ネット金額）を収益に計上しております。

通常の支払期限については、主として各種履行義務の充足時点から1ヶ月以内に受領しております。

コマース領域

当社がIP（Intellectual Property：知的財産）を有するVTuberのオリジナルグッズや音声を録音したデジタル商品（以下商品等）の販売を行っております。

コマース領域では、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、これらの商品等の販売は主として委託販売及び卸販売により行われております。

委託販売では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品等の販売において、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

卸販売では、商品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、共催イベントの企画商品等については、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

通常の支払期限については、主として上記の収益の認識時点から2ヶ月以内に受領しております。

イベント領域

当社所属のVTuberが出演する、音楽をはじめとしたイベントを主催しております。

当社は、イベントの開催時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、共催イベントについては、共催比率を乗じた金額を当社の収益として認識しております。

イベント領域に係る収入は、主としてイベントの開催時点より1年以内に受領しております。

プロモーション領域

プロモーション領域の収益は、主にタイアップ広告、IPライセンス、メディア出演の3つで構成されております。

タイアップ広告収入は、顧客企業の商品やサービスを動画等によりVTuberがプロモーションを行うもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

IPライセンス収入は、当社が保有する当社所属VTuberに関するIP（Intellectual Property：知的財産）を顧客企業の商品やサービスに使用許諾を行うというもので、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

メディア出演収入は、当社に所属するVTuberがテレビ、ラジオ、雑誌、インターネット配信その他の顧客企業のメディアに出演するもので、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、IPライセンス収入は契約に基づく権利の確定時点から、タイアップ広告収入及びメディア出演収入は契約上の条件が履行された時点から、主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(会計上の見積りの変更)

(棚卸資産の評価)

当社は、棚卸資産の評価基準について、営業循環過程から外れた一定の期間を超えて保有する棚卸資産について、帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価額としております。

この度、営業循環過程から外れた棚卸資産の販売サイクルを評価するための十分な期間のデータが蓄積されたことから、当事業年度末より、個別品目ごとに最終仕入日等から期末日までの経過期間を算出し、経過期間が一定期間以上となる棚卸資産については当該経過期間に応じた一定の評価減割合を適用し、段階的かつ規則的な帳簿価額の切り下げを行う評価方法へ変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が1,810百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(貸借対照表関係)

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
売掛金	5,922百万円	5,301百万円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
 顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)及び(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11%、当事業年度13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89%、当事業年度87%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
給料及び手当	1,214百万円	1,478百万円
広告宣伝費	304	313
支払報酬	289	302
賞与引当金繰入額	-	299
販売促進費	124	283
租税公課	173	270
法定福利費	215	265

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	63,229,540	1,325,250	3,487,271	61,067,519
合計	63,229,540	1,325,250	3,487,271	61,067,519
自己株式				
普通株式(注)3、4	775,271	2,712,006	3,487,271	6
合計	775,271	2,712,006	3,487,271	6

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,325,250株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の発行済株式の株式数の減少3,487,271株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,712,006株は、自己株式の取得によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,487,271株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月11日 取締役会	普通株式	1,973	32.50	2024年10月31日	2025年1月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月11日 取締役会	普通株式	1,984	利益剰余金	32.50	2025年4月30日	2025年7月15日

当事業年度（自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	61,067,519	60,510	-	61,128,029
合計	61,067,519	60,510	-	61,128,029
自己株式				
普通株式（注）3、4	6	1,177,100	-	1,177,106
合計	6	1,177,100	-	1,177,106

（注）1．普通株式の発行済株式の株式数の増加60,510株は、ストック・オプションの行使による増加57,480株及び譲渡制限付株式報酬の交付による増加3,030株によるものであります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加1,177,100株は、自己株式の取得によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年 6月11日 取締役会	普通株式	1,984	32.50	2025年 4月30日	2025年 7月15日
2025年12月10日 取締役会	普通株式	2,138	35.00	2025年10月31日	2026年 1月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年 6月10日 取締役会	普通株式	2,398	利益剰余金	40.00	2026年 4月30日	2026年 7月13日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月30日）	当事業年度 （自 2025年 5月 1日 至 2026年 4月30日）
現金及び預金勘定	15,818百万円	22,050百万円
現金及び現金同等物	15,818	22,050

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に本社オフィス及びスタジオの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）1 参照）

前事業年度（2025年4月30日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
敷金	549	459	90
資産計	549	459	90
長期借入金（ 2 ）	45	45	-
負債計	45	45	-

1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度（2026年4月30日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
敷金	545	407	137
資産計	545	407	137

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）1. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2025年4月30日）	当事業年度 （2026年4月30日）
関係会社株式（非上場株式）	37	37
出資金	66	-

非上場株式及び出資金については、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

(注) 2 . 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度 (2025年 4 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,818	-	-	-
売掛金	5,922	-	-	-
敷金	0	308	-	241
合計	21,740	308	-	241

当事業年度 (2026年 4 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,050	-	-	-
売掛金	5,301	-	-	-
敷金	258	-	-	286
合計	27,609	-	-	286

(注) 3 . 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度 (2025年 4 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	45	-	-	-	-	-
合計	45	-	-	-	-	-

当事業年度 (2026年 4 月30日)
 該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年4月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	459	-	459
資産計	-	459	-	459
長期借入金	-	45	-	45
負債計	-	45	-	45

当事業年度（2026年4月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	407	-	407
資産計	-	407	-	407

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年4月30日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3百万円、関連会社株式34百万円)は、市場価格のない株式等に該当することから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2026年4月30日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3百万円、関連会社株式34百万円)は、市場価格のない株式等に該当することから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人8名	当社使用人20名	当社取締役1名 当社使用人44名	当社使用人106名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 375,000株	普通株式 675,000株	普通株式 1,578,000株	普通株式 630,000株
付与日	2020年6月30日	2020年12月22日	2021年8月25日	2021年11月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年6月30日 至 2030年6月29日	自 2020年12月22日 至 2030年12月21日	自 2021年8月25日 至 2031年8月24日	自 2021年11月24日 至 2031年11月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年1月5日付株式分割(株式1株につき15株の割合)及び2023年8月1日付株式分割(株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年4月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	15,000	15,000	50,100	196,080
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	17,700	39,780
失効	-	-	-	9,000
未行使残	15,000	15,000	32,400	147,300

（注） 2022年1月5日付株式分割（株式1株につき15株の割合）及び2023年8月1日付株式分割（株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 5 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	105	105	205	205
行使時平均株価（円）	-	-	4,969	4,475
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

（注） 2022年 1 月 5 日付株式分割（株式 1 株につき15株の割合）及び2023年 8 月 1 日付株式分割（株式 1 株につき 2 株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	537百万円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	254百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	- 百万円	171百万円
未払事業税及び特別法人事業税	160	250
資産除去債務	69	88
棚卸資産評価損	37	916
未払法定福利費	15	25
その他	45	51
繰延税金資産小計	328	1,505
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	328	1,505

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法人税額の特別控除	1.4	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

91/109

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報及び収益の分解情報

(単位: 百万円)

	ライブストリーミング領域	コマース領域	イベント領域	プロモーション領域	その他領域	合計
顧客との契約から生じる収益	5,055	27,842	2,820	7,059	98	42,876
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,055	27,842	2,820	7,059	98	42,876

(注) その他領域には中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	米国	アジア	その他	合計
36,381	5,628	858	6	42,876

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	22,946
Google LLC	4,892

(注) 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2026年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報及び収益の分解情報

（単位：百万円）

	ライブストリーミング領域	コマース領域	イベント領域	プロモーション領域	その他領域	合計
顧客との契約から生じる収益	5,601	38,092	4,087	7,874	26	55,681
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,601	38,092	4,087	7,874	26	55,681

（注）その他領域には中国でのVTuberビジネス等を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	アジア	その他	合計
48,440	6,416	816	8	55,681

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	31,419

（注） 当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者との取引
財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	釣井 慎也	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 1.05%	-	ストック・オプションの権利行使 (注) 1, 3	37	-	-
役員	鈴木 貴都	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.07%	-	ストック・オプションの権利行使 (注) 1, 2, 3	11	-	-

(注) 1．2020年 5 月20日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2．2020年11月20日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

3．2021年 8 月16日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当事業年度(自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
1 株当たり純資産額	359.74円	449.75円
1 株当たり当期純利益	188.57円	231.61円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	186.56円	230.76円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	11,510	14,091
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	11,510	14,091
普通株式の期中平均株式数 (株)	61,043,888	60,842,781
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	655,579	222,629
(うち新株予約権) (株)	(655,579)	(222,629)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,567	1	-	1,569	211	94	1,357
工具、器具及び備品	1,238	312	16	1,534	743	347	790
建設仮勘定	65	51	116	-	-	-	-
有形固定資産計	2,871	365	132	3,103	955	441	2,148
無形固定資産							
ソフトウェア	190	40	-	230	95	43	135
ソフトウェア仮勘定	33	8	41	-	-	-	-
無形固定資産計	224	48	41	230	95	43	135
長期前払費用	-	-	-	58	15	15	30

(注) 長期前払費用の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	544	-	-	544
役員賞与引当金	-	21	-	-	21

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	0
普通預金	22,049
合計	22,050

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	3,210
株式会社ムービック	421
グーグル合同会社	323
株式会社サイバーエージェント	220
株式会社AbemaTV	147
その他	978
合計	5,301

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
5,922	51,056	51,677	5,301	90.7	40

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額（百万円）
商品	
グッズ	4,225
合計	4,225

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（百万円）
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	284
株式会社グルーヴ・ディレクション	175
株式会社マイティワークス	111
株式会社いわい	87
株式会社ムラカミ	85
その他	1,202
合計	1,946

ロ．未払法人税等

区分	金額（百万円）
未払法人税	3,949
未払事業税	795
未払住民税	366
合計	5,111

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (百万円)	26,326	55,681
税引前中間 (当期) 純利益 (百万円)	11,081	20,197
中間 (当期) 純利益 (百万円)	7,722	14,091
1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	126.41	231.61

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 5 月 1 日から翌年 4 月30日まで
定時株主総会	毎年 7 月中
基準日	毎年 4 月30日
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年 4 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.anycolor.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第8期（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日） 2025年7月30日関東財務局に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年7月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第9期中（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）2025年12月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2026年2月6日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書であります。

2026年3月5日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 7月27日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているANYCOLOR株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ANYCOLOR株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コマース領域に関する収益認識の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、注記事項「（セグメント情報等）【関連情報】1．製品及びサービスごとの情報及び収益の分解情報」に記載のとおり、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントにおいて、ライブストリーミング領域、コマース領域、イベント領域、プロモーション領域等へサービスを展開している。このうち、当事業年度におけるコマース領域に係る売上高は38,092百万円であり、損益計算書における売上高の68.4%を占めている。 コマース領域では所属VTuberのキャラクター商品販売等を行っており、注記事項「（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。 商品販売については、提携事業者を通じた委託販売、卸業者経由での販売といった商流の異なる取引や、イベント共催先との間で販売額に応じた収益分配を行う取引が含まれている。このように取引の種類が複数存在し、取引によって収益の計上額や計上時期が異なることから、取引種類ごとの収益認識の妥当性を判断するために慎重な検討が必要になる。 以上から、当監査法人はコマース領域に関する収益認識が、当事業年度において特に重要であり監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、コマース領域に関する収益認識の妥当性を判断するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ コマース領域に関連した販売プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・ コマース領域の主要取引先に対して期末売掛金の残高確認を実施した。 ・ コマース領域における収益の計上額について、重要な計上漏れや計上誤りのリスクを評価するために、取引種類別の粗利率について月次推移分析を行い、他の月次と比較して粗利率が乖離しているものがないか確かめた。 ・ 一定の基準に基づいて抽出した取引について、契約書等の閲覧や会社への質問によって取引内容及び取引条件を把握したうえで、取引先からの販売レポート等の関連証憑と照合し、収益の計上額や計上時期が適切であるか検討した。 ・ 共催イベントの企画商品等の一部について、販売額に契約で定めた共催比率を乗じた金額を収益として認識していることを再計算により確かめた。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度の貸借対照表において、棚卸資産として商品4,225百万円を計上しており、総資産の11.6%を占めている。 注記事項「（会計上の見積りの変更）」に記載のとおり、会社は、当事業年度末より収益性の低下による簿価切下げの方法について、個別に見積り評価する方法から最終仕入日等からの経過期間に応じて一定の評価減割合を適用し、段階的かつ規則的な帳簿価額の切下げを行う評価方法へ変更した。 評価方法を変更する時期及び評価方法の主要な仮定である一定の経過期間に応じた評価減割合の見積りは、経営者の判断を伴うことから、棚卸資産の評価は、当事業年度において特に重要であり監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、棚卸資産の評価の合理性を検討するために、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 棚卸資産の評価に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 評価方法の変更について、経営環境や販売動向に応じた仕入、販売及び廃棄の方針の変化に関して経営者に質問することによって、変更の適時性を検討した。 ・ 最終仕入日等からの経過期間に応じた評価減割合の見積りについて、経過期間に応じた在庫数量の推移に関する資料を閲覧するとともに、発売日からの経過期間ごとの棚卸資産残高の推移や廃棄実績の趨勢を分析することによって、仕入、販売及び廃棄の方針を踏まえた合理性を検討した。 ・ 変更した評価方法に基づいて収益性の低下による簿価切下額が適切に算定されていることを、再計算により確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ANYCOLOR株式会社の2026年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ANYCOLOR株式会社が2026年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。